

小普請の軍事的再編と静岡藩勤番組への帰着

樋口雄彦

The Military Reorganization of the "Kobushin" and the Formation of the Shizuoka Domain's "Kinbangumi"

はじめに

- ① 小普請から軍艦奉行支配組・海軍奉行並支配組へ
- ② 御留守居支配組への改編と不勤者教育計画
- ③ 御用人支配組と駿河移住者の選別
- ④ 勤番組と更番組
- ⑤ 陸軍生育方と勤番組
- ⑥ 勤番組の廃止と戸籍区
おわりに

【論文要旨】

近代化を目指し幕府によって進められた軍制改革は維新により頓挫するが、ある部分については後身である静岡藩に継承された。士官教育のための学校設立という課題が、沼津兵学校として静岡藩で結実したのは、まさに幕府軍制改革の延長上に生まれた成果であった。その一方、軍制のみならず家臣団そのものの大規模な再編を伴った新藩の誕生は、幕府が最後まで解決できなかった大きな矛盾である。奇合・小普請という無役の旗本・御家人の整理を前提になさなければならなかった。静岡藩の当初の目論見は、家臣数を五〇〇〇人程度にスリム化し、なおかつ兵士は土着・自活させるといったものであった。しかし、必要な人材だけを精選し家臣として残すという、新藩にとってのみ都合のよい改革は不可能であった。実際には無禄覚悟の移住希望者が多く、家臣数を抑えることはできなかった。移住者全員に最低限の扶持米を支給することとし、勤番組という名の新たな無役者集団が編成されたのである。

静岡藩の勤番組は幕府時代の奇合・小普請とはほぼ同じものと見なすこともできる。しかし、すでに幕末段階において奇合・小普請制度には数次にわたり改革の手が加えられ、変化が生じていた。本稿では、主として一人の旗本が残した史料によったため、彼の履歴に沿って具体的に言えば、小普請支配組→軍艦奉行支配組→海軍奉行並支配組→留守居支配組→御用人支配組といった流れになる。もちろん、彼とは違う小普請のその後のコースには、講武所奉行支配組、陸軍奉行並支配組などがあつた。静岡藩勤番組はこのような過程の果てに誕生したのである。小普請改編は、文久期の陸海軍創設から幕府瓦解前までは、軍備拡張の一環として推進された。

そのねらいは、無役・非勤者を再教育・再訓練し、その中からできるだけ実戦に役立つ人材を確保しようというものであった。鳥羽・伏見敗戦後から駿河移住までの間は、軍事目的というよりも徳川家の再生に向けた取り組みの一環であった。従来からの小普請に加え、廃止された役職からの膨大な転入者の受け皿になったほか、逆に朝臣になる者や帰農・帰商を希望する者を切り離すための作業もこの部署が行った。

このような系譜の上に行きあがつた静岡藩の勤番組は、決してかつての奇合・小普請制度ではなかった。勤番組には旧高三〇〇〇石以上の一等、御目見以上の二等、以下の三等といった等級が設けられ、支給される扶持米も旧高に対応し多寡が決定されていたが、上に大きく下に小さく削られた結果、全体としては低レベルで平準化されていた。藩の官僚制度は役職とそれに対応した俸金にもつく序列が基本となっており、幕府時代の身分・格式はほぼ解消された形になっていた。

負の遺産たる無役家臣集団は、静岡藩でも温存されたが、在勤（役職者）と非勤（無役者）という二分は、幕府時代に比べるとより流動性の高いものとなっていたはずである。能力さえあれば職務に就くことができる可能性を文武の学校（静岡学問所・沼津兵学校）への進学が保証したからである。勤番組という処遇は、原理上、越えられない壁ではなくなっていた。ただし、藩が存続したわずかな期間ではそれを実証することはできなかったが。

はじめに

徳川幕府によって進められた軍制改革は、維新をはさみ断絶する面はあったものの、静岡藩の中に部分的に継承された。その精華ともいえるべきものが沼津兵学校であった。しかし、陸軍士官の養成という機能は、大規模に進められた幕末期の改革が目指したもののほんの一部分にすぎない。幕府がやりかけた軍制改革は、家臣団の全面的再編成を要請しつつ、静岡藩へバトンタッチされたのである。

本稿では、寄合・小普請という無役の旗本・御家人集団と、その系譜を引く静岡藩における無役者の組織である勤番組とに焦点をあて、両者の関係性を確認した上で、幕府の軍制近代化のネットワークとなっていた存在を、静岡藩がどのように整理し受け入れたのかについて明らかにしたい。この課題を検討するために格好の史料が残されていた。表1に年譜を示したごとく、幕府小普請から静岡藩勤番組へという足取りをたどった旗本平野雄三郎（勝禮）が書き残した文書である。平野家文書には、これまで知られていた史料・文献にはないものもあり、できるだけその紹介を兼ねながら書き進めていくことにする。

①小普請から軍艦奉行支配組・海軍奉行並支配組へ

雄三郎の平野家は、安房里見家の旧臣から徳川家に召し抱えられた、高四〇〇俵の旗本であり、彼はその九代目にあたる。祖父も父も大番をつとめた。三男の雄三郎は、二人の兄信太郎定中・庸次郎勝巳の死により家を継ぐこととなった。父与左衛門定恒は和歌を嗜む文人であったが、雄三郎は幕末の動乱により父の平穏な生涯とはかなり違う道を歩む。文久の軍制改革は、彼の身の上に及んだその第一波であった。

表1 平野勝禮(雄三郎)の履歴

年月日	履歴
天保12年11月5日	学問所素読吟味
天保13年4月22日	惣領となる
弘化元年12月晦日	父跡式、小普請組近藤織部支配
弘化2年12月12日	堀田主税支配
弘化3年4月28日	土岐信濃守支配
嘉永元年9月21日	御目見
嘉永3年正月11日	酒井内蔵助支配
嘉永7年正月28日	小笠原順三郎支配
万延元年3月28日	初鹿野河内守支配
文久元年12月8日	御軍艦操練所稽古を命じられる
文久2年閏8月12日	御軍艦奉行支配
文久2年12月28日	相支配中世話取扱
慶応2年8月5日	海軍奉行並支配世話取扱
慶応2年10月10日	海軍奉行並支配組頭
慶応3年7月17日	川御船御解船御扱之御用取扱
慶応3年10月23日	御留守居支配組頭
慶応4年6月4日	御用人支配組頭と唱替
慶応4年8月14日	朝臣願等之儀取調骨折につき時服拝領
明治元年12月25日	勤番組頭取と唱替
明治2年正月13日	更番組頭取
明治2年2月5日	沼津奉行支配調役
明治2年9月28日	廃止につき沼津勤番組之頭附属
明治2年11月2日	沼津勤番組之頭支配世話役
明治4年2月24日	沼津勤番組之頭支配世話役頭取
明治5年正月25日	廃止につき差免

平野家文書A-197「先祖書・親類書・遠類書・同姓書付・屋敷書付」より作成

初鹿野河内守の下で小普請支配に属した雄三郎は、文久元年（一八六一）一二月訓練掛を命じられ¹⁾、翌一二月には軍艦操練所での稽古が下命され、小普請役金を免除された²⁾。この年彼は三五歳である。実は雄三郎は、嘉永六年（一八五三）九月四日、弟定四郎勝之とともに江川垣庵（太郎左衛門英龍）に入門、高島流砲術を学んでおり、すでに洋式訓練の洗礼を受けていた³⁾。文久二年（一八六二）閏八月軍艦奉行支配となり、同年一二月には軍艦奉行支配世話取扱に進んだ。この時新設された軍艦奉行支配組は、小普請支配の者（旗本）一九五名、小普請組の者（御家人）三〇名、計二六六名から成り、無役の者たちに訓練をほどこし、幕府の軍事力強化に多少なりとも役立たせようとするものだった。雄三郎以外に支配世話取扱は成瀬瀧右衛門・戸田又兵衛・久保音次郎、世話役は崎登作・中村内蔵助という顔ぶれだった⁵⁾。

文久三年（一八六三）四月一日付で支配世話取扱にあてられた⁶⁾れば、軍艦奉行支配組は、非常時には浜船見番所・石川島造船場・霊岸島船見

番所・北新堀船見番所・新田島御船蔵・万年橋御船蔵・深川安宅御船蔵の七箇所を警衛することが任務として指定されていた。雄三郎の受持ちには北新堀と新田島である。また、軍艦奉行支配組には、以下のような訓練・教育が課せられた。

御軍艦奉行支配組之者御用稽古心得方 (朱書)「平野控」

生年式拾歳以上之者

学科

一 蒸気機関学

海上砲術学

船具運用学

右稽古日者一六三八五十と相定候二付、其余二七四九之日者算術稽古

古二出席可致候事

一 造船学

測量学

右稽古日者二七四九と相定候二付、造船学之者者五十之日算術稽古

二出席致し一六三八之日究理学稽古二出席可致候、尤測量学之者者

初算術并究理学二而已出席致し算術稽古凡出来候上、二七四九二

測量学稽古可致事

生年拾九歳以下之者学事

一 算術学

右稽古日者二七四九五十と相定候事

一 究理学

右稽古日者一六三八と相定候二付、算術究理学之二科可也出来候上

者年齢二不拘他之諸学科を稽古可致事

但生年拾五歳以下之者算術稽古而已二七四九五十ノ日之内十二

日丈ケ出席致し、其余者学問手跡武芸等精入修行可致候事

一 大小砲術打調練

右稽古日者三八と相定候事

一 御船運轉稽古日を九ノ日と相定候二付、教授致し候者之差凶次第人数取極相達候ハ、当日六ツ時迄二御軍艦所江相揃、夫々御船江罷越、実地修行可致候事

但同日差支有之御船運轉無之候者御船迄罷越帆前調練等修行可

致候事

右之通り当十月十一日ヶ稽古相定候事⁽⁷⁾

しかし、軍艦奉行支配組に編入された小普請の中には、「海軍術稽古無精」の者がいて、ほかの者にも悪影響を与えるほどであるので、そのような者については簡便な判断・手続きによって小普請支配組へ差し戻しできるようにしてほしいという伺書が、文久三年九月二十九日付で軍艦奉行から提出されている⁽⁸⁾。落ちこぼれの存在が当局者を悩ませたのである。雄三郎は、支配世話取扱として、同僚三人とともに約二〇〇人を傘下に置き(つまり一人の担当は約五〇人)、「日々築地御軍艦所へ出勤」し、配下の者たちの「海軍術稽古勤惰改方」、すなわち管理・監督の任にあたった⁽⁹⁾。

慶応二年(一八六六)、軍制改革の第二波が及ぶ。八月五日、雄三郎の役名は海軍奉行並支配世話取扱と変わった。これはそれまでの軍艦奉行支配組が改称し、所属替えになったためである。海軍奉行並支配組には、小普請支配組の一部も新たに加わった。つまり、小普請支配組は廃止となり、二分されて、海軍奉行並支配組と陸軍奉行並支配組とに編入されたのである。ただし、小普請組のうち五〇俵以下の微禄の士は、御持小筒組並・同勤方(後の撤兵)にされた⁽¹⁰⁾。八月から一二月にかけて行われたこの改革は、幕府の古い軍事関係諸局と家政関係諸局に対する大規模な淘汰の一環であった⁽¹¹⁾。

一足先に海軍関係の仕事に従事するようになっていた雄三郎らは、後から加わってきた元小普請の者たちを仲間に迎え入れたわけである。新

表2 慶応2年8～10月時点 海軍奉行並支配組の役職者

職名	人数	氏名(高)
支配組頭	4	庄司主水(400俵)・石川壮次郎(200俵)・依田五郎八郎(200石)・長谷川義助
世話取扱	22	平野雄三郎(400俵)・伊佐新次郎(200俵)・戸田又兵衛(300俵)・久保首次郎(250俵)・岩田吉左衛門(150俵4人扶持)・曾根内膳(150俵)・阿部三右衛門・星田作太郎(200俵)・武島清左衛門(200俵)・日根野権之助(300俵)・間宮力太郎(200俵)・内藤七郎右衛門(300俵)・矢島鉄之助・鳥居大内蔵(300俵)・桜井友二郎(300俵)・中西弥右衛門(300俵)・野々山大次郎(300石)・仁科五郎左衛門(200俵)・夏目当三郎(200俵)・夏目鹿次郎(300石)・松永助三郎・小林小膳(425石)
出役	11	山崎十萬十郎(80石)・石原巖之丞(350俵)・鎮目半次郎(500石)・長田幸之進(200俵)・岡本良右衛門(70俵5人扶持)・西郷清一郎(110俵3人扶持)・川奈鏡太郎(500石)・森川義之助(467俵)・松平練太郎(300俵)・山本鉦太郎(200俵)・三島平九郎(100俵)
重立肝煎	14	榊原益太郎(80石)・春日邦三郎(850石)・渡辺武之輔(300俵)・下山半之助(300俵)・平岡与右衛門(500石)・稻生政次郎(500石)・戸田平右衛門(400石)・兼松鏡太郎(300俵)・佐橋兵橘(275石)・木村久次郎(200石)・富永直太郎・矢部平太郎(30俵2人扶持)・浅井禄太郎(15俵1人扶持)・島村鏡太郎(30俵2人扶持)
世話役	13	御崎愛作(50俵3人扶持)・中村内蔵助(30俵2人扶持)・大草補助(50俵)・広田鏡太郎(50俵)・大西三之助(100俵5人扶持)・福村金右衛門(50俵)・宅間与左衛門(50俵)・神谷栄之助(50俵)・川瀬幸三(50俵)・長島田多蔵(50俵)・朝夷龍三郎(50石余)・栗山詮之丞(50俵)・大久保孫市(50俵)
金集手伝	12	貴志錦次郎(30俵2人扶持)・冬木錫之助(30俵2人扶持)・原鉄之助(30俵2人扶持)・山田勢左衛門(20俵2人扶持)・宇野鏡太郎(70俵3人扶持)・矢村愛太郎(15俵1人扶持)・近藤猪三郎(12俵2人扶持)・宿岡貞之丞(15俵1人半扶持)・下山良太郎(100俵5人扶持)・岩瀬元吉(20俵2人扶持)・今江勝禄(70俵5人扶持)・吉見精一郎(80石3人扶持)

平野家文書B-32「(海軍奉行支配関係達・人名書上)」より作成

入者は、石川(又四郎)・高力(直三郎)の二支配の下にいた小普請支配組の面々だった。⁽¹²⁾一〇月一日、雄三郎は、御右筆部屋縁類において老中列座の中辞令を受け、海軍奉行並支配組頭に進んだ。⁽¹³⁾表2は、雄三郎が支配組頭に昇進する前の海軍奉行並支配組の役職者一覧である。四名の支配組頭の下に、世話取扱二三名、世話役一三名、金集手伝などが置かれている。軍艦奉行支配組時代に比べ、配下の総人数も一気に膨れ上がった。支配組の役職者の定員は、繁劇となった仕事量に追いつかないものだった。一二月海軍奉行並は、「支配組役々定員之儀相伺候書付」⁽¹⁴⁾

を提出し、「無用之仕来者悉く廃し諸御用向簡便を主」とすべしとの改革の趣旨にも合致しながら漸減方針を取り、事務量に対応できるだけの定員の確保も求めている。それによれば、支配組頭は四名、支配世話取扱は二三名、海軍所稽古人世話出役一五名、世話役一〇名とし、支配重立肝煎・組金集手伝・組重立肝煎は廃止するとされている。

また、以下の史料は、慶応三年(一八六七)四月から一〇月の間に、海軍奉行並支配世話取扱から支配組頭あてに出されたと思われる願書であり、やはり役員の定員をめぐる混乱ぶりを伝える。

此程私共一同以連印相願候書面之趣者陸軍之方同勤共定員も未夕御取極ニ不相成候ニ付、先其俣御預置被下候旨御沙汰ニ付一同当惑仕、猶又熟評之上再申上候、抑昨寅八月中在来同勤共四人之処江小普請組支配御廃止之節、右々同勤共拾四人割入罷成、都合同勤拾八人ニ相成候処、其後講武所奉行支配御廃止之御、尚又同勤三人割入、右三人者過人と被仰渡候儀ニ御座候得者当御役所同勤共之定員拾八人と相心得可然儀と奉存候、然ル処其後追々同勤之内退勤仕候者も御座候得共未夕其俣ニ相成居、跡同勤未被 仰付、其上御支配向者次第ニ多人数相成候儀ニ而何分難手廻奉存候、縦令如何様ニ人数多ニても可也取縮等も相立万事格別之不都合等無御座候得者申合一同相勵ミ精勤可仕者勿論之儀ニ御座候得共、当時之姿ニ而同勤共減切相成居候而者是非類々多人数ニ相成候而已ニ而臨時之儀者扱置平日一通り之通達事ニ而も廻状数通触ニ無之候而者行届不申、諸願諸御届等之文案認遣し又者夫々書類等加筆致遣し候も人数多ニ而者自然見落し等も出来勝ニ有之、其外諸問答事等都而取扱候儀故短日之折柄ニ而者逆も問ニ合難く其内ニ者又跡々種々取扱候儀出来仕、何分難手廻奉存候、当節之処ニ而ハ同勤共之内病人等御座候節も助合行届中間敷哉と一同心痛仕罷在候、右様手廻り兼候処々自然不都合之儀出来中間敷とも難申、第一御用弁も抄取不申、乍恐却而御為筋如

何と奉存候儀ニ御座候、右体存付候儀ニ付差控罷在候も却而恐入候次第、且差当り一同当惑之余り無余儀評決之上相願候儀故、実者暫時も猶予仕兼候得共乍併陸軍之方同勤共之定員近々御取極ニ相成候御模様ニ御座候得者、夫迄之処者申合精々相励居可申候得共万々一右等之御見据等も不被為在候儀ニ御座候□□前条之次第故、一同当惑至極仕候儀ニ御座候、且又当時同勤共減切ニ相成居候を其俣ニ打過、手廻り兼候儀を差控、何共不申立置、追而益多人数ニ相成、弥以手廻り兼候様成行、万々一不都合等生し候場合ニ至り何故是迄其俣打過不都合出来候迄捨置候哉と奉行衆々万々一御尋も御座候節者猶更以当惑仕候儀、且右体之事ニ成行候而者以之外之儀ニ付、何両右様不都合不相成候様仕度、同勤共一同之存意ニ而聊も手前勝手之願筋ニ無之段者幾重ニも御賢察之上、猶厚御評議被成下いつれニも急速私共願之通被 仰付候様御合御厚情被成下度、依之尚又以連名此段奉願候、以上

- 小林小膳^⑩ 松永助三郎^⑩ 夏目当三郎^⑩ 仁科五郎右衛門^⑩ 中西弥右衛門^⑩ 桜井友二郎^⑩ 内藤七郎右衛門^⑩ 日根野権之助^⑩ 星田作太郎^⑩ 岩田吉左衛門^⑩ 久保音次郎^⑩ 戸田又兵衛^⑩

- 庄田主水殿
- 依田五郎八郎殿
- 平野雄三郎殿
- 伊佐新次郎殿^⑮

こうして、慶応の軍制改革の結果、不要とされたポストや小普請に属した者たちの大多数は陸海軍に所属することとなった。彼らには教育・訓練がほどこされ、有為な人材に生まれ変わることが期待された。海軍奉行並支配に属した者たちには、慶応二年八月一八日、「廿才以上四十五才迄之者来ル廿五日於海軍所海上砲術御稽古可被申渡候^⑮」といった

指令が出され、以下のような教育方針が立てられた。

御支配御組之者諸術修行致候大凡之規則

一 生年八才の廿才迄之者ニ而四書五經素読出来候向者開成所江罷出英仏学修行仕居候ニ付旧来御支配入之者も其通り取極置候様仕度候事

但開成所江罷出修行仕候儀、是迄者碇と期限も無御座候得共、

右者修行人之長幼才不才ニ寄成功之遲速者可有之候へ共凡式ケ

年程も勉強致候ハ、少シ者洋学も会得可仕哉ニ付、左候者者海

軍所江隔日被罷出、海軍術之内見込之学科兼学為致候ハ、學術

一時ニ成業可仕候間、右様取極置候様仕度候事

一同断四書五經素読出来兼候者者日々学問所江罷出、素読稽古仕居

候、尤四書五經素読相濟候ハ、開成所江罷出洋学修行為致候様

仕度候事

但十六歳ハ廿歳迄者寄宿並と申名義ニ而矢張四書五經素読稽

仕居候

一 生年廿一歳ハ四十五歳迄者日々銃隊稽古罷出居候事

但右之内算術測量ニ砲術或者船具運用ニ造船等修行致候者

も二兼学致候事故、日々出席致候事

一同四十六歳ハ五十九歳迄者見込之学科一術ツ、修行為致、隔日ニ

出席仕居候事

一同六拾歳以上之者者有志之者計罷出、其余者勝手次第之積り御座

候事

一 以来隔月御支配御組入并家督跡目等被下候者者老ケ月一纏ニ致し

名前年付等取調申上候間、御逢之上夫々修行之学科被仰渡候様仕

度、夫迄之処左之通取極置、翌日ハ稽古罷出候様相達候積り御座

候事

但病氣等ニ而小普請入相成候者者全快次第出勤致候ハ、同断之

事

一以来御支配人之向廿才以下之者ハ前書之通学問所開成所江差出候様仕度候事

一同廿一歳六廿九歳迄者測量学ヲ第一ニ修行為致、其余見込之学科兼学為致、日々出席致候様仕度候事

一同卅歳上四十五歳迄之者都而銃隊日稽古為致候様仕度候事

一同四十六歳以上之者者前書之通り相心得、稽古罷出候様仕度候事

一是迄病氣ニ而出席仕兼候節者其時々断書差出候積り、尤十日程も

不快ニ而出席不致者者世話出役肝煎等之内為見廻病体相糺事、実

病氣之者者神文状差出引込療養為致、全快次第出勤迄之処時々見

廻り相糺候事

一忌中産穢等之者者兼而御規則通り之日数相立候得者御場所限り稽

古罷出候事

稽古日割

半日

算術測量

船具運用

丁日

砲術

蒸気

造船

但朔日 十五日 廿八日休

小銃火入 三日 十八日

大砲火入 十一日 廿六日

大小砲訓練稽古

但日稽古ニ而朔日 十五日 廿八日休⁽¹⁷⁾

このような奨励策がどれほどの効果をもたらしたかは不明であるが、

怠惰な生活に慣れきっていた旗本・御家人中に一種の切迫感が生まれ、

学問・訓練への意欲が喚起されたと思われる。沼津藩主水野家の分家で、

二〇〇〇石の旗本水野春四郎忠善は、慶応二年一七歳で相統、海軍奉行

並支配となり、翌年正月には学問所へ寄宿を命じられ、一〇月には海軍

術伝習御用を仰せ付かり、一二月海軍術伝習所に入寮する⁽¹⁸⁾。

平野雄三郎の日記には、支配組頭として、配下の者たちと日々学問所

や海軍所に向くようすが、「学問所へ出席」「例刻出局⁽¹⁹⁾」といった具合

に記されている。慶応三年七月には、「川御船御解船御払之御用取扱」

を担当することになり、深川の御船蔵などに出勤し、廢船の処分にあ

たった。

② 御留守居支配組への改編と不勤者教育計画

慶応三年（一八六七）一〇月、また大きな組織改編が実施された。大

政奉還後、海軍奉行並支配組と陸軍奉行並支配組は、御留守居支配組へ

統合されたのである。留守居組は、慶応二年八月に廢止され、譜代の者

は陸軍奉行並組へ、同心は御持小筒組へ編入されていたが、一年後には

復活し、陸海軍奉行並支配組に属した「不勤之面々」を支配することに

なった⁽²⁰⁾。小普請の一部は宝暦三年（一七五七）までは留守居の支配下に

あったので、ここで古例に復したといえる。

雄三郎は、三年一〇月二三日御留守居支配組頭を拜命、全八組合（頼

あるうちの五番組の担当となった。当然ながら雄三郎の同僚は、海軍奉

行並支配組頭だった者と陸軍奉行並支配組頭だった者から成る。表3、

表4は、御留守居支配組の編成と人数を示したものである。四〇〇〇人

を越える巨大集団であった。

世話取扱や世話役は順番で分限帳掛・御入用掛・御殿詰・学問所掛・

訓練掛・槍劍隊掛などを分担した。その他、稽古人世話出役・金集手

表3 慶応3年11月2日時点 御留守居支配組の編成

組合	役職	氏名(支配組人数)	人数
一番	組頭	依田五郎八郎	計447
	世話取扱	星田作太郎(70)・日根野権之助(72)・中西弥右衛門(79)・松永助三郎・山崎十萬十郎(80)	301
	世話役	神谷栄之助(37)・窪田鍼太郎(41)・宅間与右衛門(68)	146
二番	組頭	村上鋳五郎	計616
	世話取扱	江口文左衛門(71)・岡本鋭之丞(76)・近藤力之丞(71)・小林鉦五郎(77)・大久保次郎右衛門(74)	370
	世話役	久野勇之丞(92)・長谷川岩三郎(75)・吉田房次郎(79)	246
三番	組頭	佐藤平三郎	計619
	世話取扱	中村英太郎(84)・石渡忠七郎(55)・遠山彦一郎(60)・守山左兵衛(77)・松井美太郎(72)	348
	世話役	渡島伝右衛門(72)・安藤伝十郎(98)・石井郡之進(101)	271
四番	組頭	諏訪部虎五郎	計611
	世話取扱	伴野新十郎(68)・伊東多宮(81)・佐野藤三郎(69)・宮村愛之丞(69)・永田孫三郎(81)	357
	世話役	人見孫兵衛(102)・堀八之助(91)・山木恒次郎(76)	254
五番	組頭	平野雄三郎	計483
	世話取扱	松平飯之助(71)・内藤七郎右衛門(75)・仁科五郎左衛門(75)・長田幸之進(77)	298
	世話役	中村内蔵助(33)・長崎田多蔵(58)・大西三之助(38)・松原又七郎(56)	185
六番	組頭	伊佐新次郎	計499
	世話取扱	岩田吉左衛門(65)・桜井友二郎(75)・夏目当三郎(77)・鎮目半次郎(73)	290
	世話役	大草補助(41)・栗山銓之丞(45)・御崎登作(65)・高麗甲橋(58)	209
七番	組頭	柴田勇橋	計595
	世話取扱	岡山覚五郎(79)・稲垣豊三郎(77)・伊藤金十郎(73)・伴東右衛門(76)	290
	世話役	末次佐吉(124)・田中參輔(61)・大浜彦右衛門(90)	209
八番	組頭	戸田又兵衛	計385
	世話取扱	谷田兼五郎(90)・小林小膳(74)・石原巖之丞(75)	239
	世話役	福村金一郎(62)・大久保孫市(36)・川瀬幸三(48)	146
総計			4,251

平野家文書B-29「(留守居支配関係日記・達留)」より作成

表4 慶応4年正月5日時点 留守居支配組の人数

支配	高・身分	人数
	2,000石以上	42
	1,500石以上	33
	1,000石以上	104
	300石以上	972
	100石以上	973
	60石以上	156
	60石以下	196
計		2,482
組	席以上	884
	席以下	896
計		1,780

平野家文書B-29「(留守居支配関係日記・達留)」より作成

	支配	組
60歳以上の者	316	170
10歳以下の者	37	40
長病の者	約400	340
大病の者	55	123
出役の者	324	331

伝・増減方肝煎・分限方肝煎・器械掛肝煎・出銀懸惣取締・槍劍世話懸・劍術打太刀之者・槍術打太刀之者などが選出されたようである。

一月に提案された「規則」は、二三箇条あり、屯所への出勤、海軍所稽古や学問所での講釈聴聞・素読稽古、開成所洋学稽古、支配組入りの際の挨拶法、隠居・家督・縁組・屋敷替の際の手続き、領民や家来が駕籠訴をした際の対処法、出火・非常の際の配備などが盛り込まれていた。「組頭勤方心得」一六箇条は一二月に定められたが、「御支配中惣体之御取締方厚心付、世話取扱初役々江申談、自分組合他組合之無差別目聞承込候儀者善悪共御支配衆江申立、且役々精不精等常々心付不取締無之様可致事」、「親類縁者小普請入いたし候節者自分組合江差置申問敷事」、「相支配中人物身持宜敷者并

芸能有之御用立可申者等平生之行状様子柄等探索致し支配衆へ末々可申立事、「文武引立方之義役々申談、厚世話いたし勤惰取調、支配衆へ可申立事」、「調練之義厚世話いたし自分組合之者ハ別而指揮いたし非常之節不都合無之様相互ニ心懸ケ可申事」といった条文から成り、支配組頭の役割が明記されている。⁽²¹⁾

御留守居支配組屯所が木版で発行した「当支配組被 仰付候者江伝達之覚」⁽²²⁾は、「当支配組江入候節者諸術稽古致候を御奉公と相心得、追而御役出等被 仰付候節差支無之候様ニと厚心掛、諸世話取扱世話役等江承り合勉強修行可被致候」との前書を置き、先祖書・明細短冊などの雛型や提出方法を示したものである。

支配組頭の上位者、つまり御留守居支配組のトップは御留守居である。一〇月二三日御留守居に着任したのは、井上義斐(備後守・主水正・元七郎・茂輔)と小出秀実(大和守)であり、「小普請之面々支配ス」とされた⁽²³⁾。少し遅れ一二月には河野通和(対馬守・左門)が就任、翌年にはさらに追加人事があった。上方の緊迫した政情を背景に井上・小出・河野らは、不動者の士気鼓舞と教育振興策、輸入銃器による武装化を次々と献策する。長くなるが、以下一連の史料を引用してみる。⁽²⁴⁾

支配向不動之者共屯所勤番所諸人用之義ニ付申上候書付

支配向不動之者共屯所勤番所御渡可相成候趣ニ付勘弁仕候処、屯所之義者支配向一同之教育勉勵方致候場所ニ付、幼若老衰病氣永引身持放蕩之者も仕法相定、積金為仕、諸人費仕払不足之分者私共ヲ始支配向一同自分入用ニ而取賄、屯所御修復兵器御渡等之外聊御入用御出方不申上、非常之御用相成候様可仕、勤番所之義者全御警衛之儀ニ而不勤之者共自分入用ニ而取賄而者名義ニ対し候而も不都合之儀ニ付、諸向勤番所同様御入用御渡相成候様仕度、先般口上ヲ以相伺置候儀ニ者御座候得共、急速御承知被成下候様、此段申上候、
已上

卯十月

(朱書)「十月廿四日小出大和守殿井上備後守殿御渡シ」

今般被 仰出候儀ニ就而者安閑座食致し居候場合ニ無之、尤是迄迎も心懸宜者も可有之候得共、多くハ太平安逸ニ流れ居、誰も大変と申迄ニ而志氣不相振候而者以之外奉恐入、抑 御当家式百五拾余年之御恩沢ニ奉浴候者□あつて異り候義無之、況や御家来之身と相成候而者譬如何様之儀有之候とも御当家程難有太切之者ハ無之、今般之趣切齒扼腕之外無之、御手前方ニも同様ニ可有之、去迎暴挙有之候而者亦奉恐入候ニ付、御手前方俱々相支配中教育致し一朝事あり候節ハ是迄之 御高恩身力を尽し奉報候心掛ヲ以て格別憤勵志氣相振候様致度、就而者御手前方見込も可有之候ニ付、早々被申聞候様致度事

(中略)

支配向之者志氣為相振候義ニ付相伺候書付

小出大和守

井上備後守

御国之儀者弓馬槍剣を武芸之第一と仕、漢籍習経を文芸之第一と仕候旧染久敷、追々文明開華ニ進候様御世話も為在候得共容易ニ御変通難相成、今般小普請之者共引受世話被 仰付候ニ付、篤と勘弁熟慮候処、一体方今面目ヲ改、志氣為相振候者文武合璧之大学校御取設相成、右学校中へ者人智を抜候諸学科を設置、不動之者者勿論、御旗本之子弟厄介日々右学校江差出教育不仕候而者難相成候へ共方今勢ひ難被行、去迎此俣ニ而者人智も不開、時勢と均敷大困難之場合ニ御座候間、差向今般御渡相成候屯所ニ於て銃隊稽古等可為仕見込ニ候得共、老人五六拾両之御入用ニ而御抱可相成歩卒之業を五百石以上之御旗本ニ為学候者不益至極之儀ニ付、五百石以上者家来等之内代人ニ為差出、当人者海陸軍之業者勿論、天文地理舎密漢籍槍

劍之業ニ至る迄是ヲ以生涯之御用可相立と志候技芸為相学、尤少高
之ものニ而も代人差出度もの者代人為差出、当人者夫々志候学科為
相学、五百石以上ニ而も当人望之者者兵隊ニ組入可申候、衣服等も
鍛袖細袴ニも不限、勝手次第ニ為致、願之者人物相撰御右筆御勤
定御用所御徒目付外国方定役等江出役被 仰付、出役ニ付御手当御
扶持方等も一切不被下、追々練熟仕候ニ随ひ右之内夫々御役出等
被 仰付、要路之御場所見習も候へ者往々必御用立候者も出来可仕、
何れニも人才を養ひ候義第一肝要ニ御座候処、世祿歴々之御旗本ヲ
以僅ニ步卒ニ仕込候者御不益者勿論 人心ニも適シ不申、人心帰嚮
仕候へ者志氣も自然相振候儀ニ付、人才教育志氣為相振御見込ヲ以
申上候間、宜御熟慮之上、早々御差込被成下候様仕度、此段申上候、
以上

十一月

覚

伺之通相心得、猶追々取調可被申聞候

(中略)

支配世話取扱組世話役増人申上候書付

小出大和守

井上備後守

先般海陸軍奉行並支配組之者共、御留守居支配組被 仰付、取締筋
者勿論教導方之儀厚御沙汰も御座候ニ付、支配組頭ヲ始世話取扱世
話役共江も取締方夫々申談候処、昨年以來諸向御廃止等ニ而支配組
共先前々多人数相成、世話取扱世話役共者却而相減居、精々勉勵仕
候而も自然手廻り兼、只々差向候御用向相并候迄之儀ニ有之、勤惰
曲直等相糺候暇無之趣申聞、事実尤ニ相聞、一体小普請支配八人有
之候節者支配組惣人数凡式千四百五人、内三分二支配、三分一組ニ
而、世話取扱四拾人、世話役廿四人有之、其後追々小普請支配御減、

五人ニ相成、三支配者講義武所奉行、御軍艦奉行支配被 仰付候へ
共、老衰幼少病氣之者者小普請支配へ差戻し、追々人数相増候ニ付、
一ト支配ニ而世話取扱兩人、世話役兩人増人被 仰付、一ト支配七
人ツ、都合取扱三拾五人、一組五人ツ、都合世話役廿五人ニ相成、
其外新規同濟ニ而重立肝煎廿五人被 仰付、講武所奉行御軍艦奉行
之方も世話取扱世話役等相成之人員在之、小普請惣人数者当今者半
減位ニ有之候処、海陸軍奉行並支配相成候以來世話取扱世話役者何
れも減切同様ニ相成、小普請人数者追々相増、当今凡四千五百有余
人ニ相成、前々倍増之人数不足之役々ニ而引受世話致し候ニ付、
勤惰曲直者勿論差向御身分等之儀も世話行届兼候ニ付、世話取扱拾
式人、世話役六人御増人相成候ハ、先可也ニ世話も行届可申哉、増
人名面等之儀者御下知次第取調可申上と奉存候、尤追而小普請人数
減少仕候ハ、取扱御役々之儀も減少可仕候へ共、当節之姿ニ而者何
れニも御増人無之候而者世話可行届見据無之、無余儀申上候儀ニ候、
急速御下知被成下候様仕度、此段申上候、已上

卯十一月

小普請支配八人之節

支配組凡式千四百五人

取扱四拾人、世話役廿四人

小普請支配五人之節

支配組式千人程

取扱三拾五人、世話役廿五人

講武所奉行支配組三百人余

取扱五人、世話役三人

軍艦奉行支配組式百五十人程

取扱四人、世話役式人

当時支配組共四千五百人余

取扱三十六人、世話役廿六人

右之見合ヲ以取調候へ者當時之姿ニ而者取扱八拾人程、世話役五拾人程無之候而者難手廻候へ共、御時節柄之儀ニも有之候ニ付、精々相減、本文之通申上候儀ニ御座候

(中略)

海陸軍兩奉行並支配小普請之者共御留守居支配被 仰付

候ニ付見込申上候書付

小出大和守

井上備後守

今般海陸軍兩奉行並小普請之者共向後御留守居支配被 仰付、私共兩人江引受世話可致旨被仰渡候ニ付、追々見込之趣可申上候得共先予メ左ニ大意申上候

一海陸軍奉行並支配不動之者共是迄海陸軍所學問所へ日々業前修業ニ罷出可申管之処、老人幼少病氣等ニ而修業致兼候ものも不少、老幼病三ツ之もの者実ニ無余義次第第二有之候得共、強壯之者病氣痛所等申立修業不罷出ものも亦不少、左候而者精出し修業致し候ものも自然右之目ニ相化し終ニ詐病唱候へ者相濟候様相心得、追々修業罷出候者無之様成行可申ニ付、何とか所置無之候而者人情誰か安逸を悪ミ候もの無之候間懶惰ニ相化候者必然之儀ニ而當御時勢尤不可然、或者病氣痛所等申立置外出又者遊興等ニ耽り候もの無之とも難申、探索方者精々心附可申候得共多人數之事故只法則規矩而已ニ而者一概ニ難行届、何れニも人心引立候外致し方無之、人心引立候得者自然分を弁へ勉強いたし規矩法則も被行、就而者懶惰之者老幼病之者と強壯勉強致し候者者判然區別相立、老幼病之者者百俵ニ付一ヶ月銀三匁出銀為致、遊蕩放逸之者者倍増亦者四五倍増も取立、修業小普請、老幼小普請、科条小普請と三等ニ階級を相立候得者勤惰判然といたし候処自然人心引立可申、尤以来修業人ニ無之候而者

御役出等申上間敷積取極候ニ付、老幼科条小普請之者御役出御入人等不被 仰付様仕度、左候ハ、偽病等を唱候者もおのつから無之様相成可申、幼少之者歳十三四才以上ニ而も素読手跡武芸等取廻し出来候ハ、吟味之上修業人江差出候節者必当人者勿論父兄等も自然教諭いたし稽古等も相進メ候様成行、真之病人迎も無油断療養致し一同修業人相成度と希望致シ可申、若亦実病之者ニ而も六七ヶ月又者十月を限出勤不致候ハ、右様階級相立真ニ勉強修業可仕、且倍増出銀等之義者苛酷之姿ニ相聞へ可申心得共一人前之勤を不致、祿而已被下候儀者当今之御時勢ニ無之共不都合千万ニ付世祿之内ニ纔ニ不動之廉ヲ以償金取立、別紙申上候諸人用等ニ仕払、或者格別出精仕候者共江手銀賞等ニ差遣、賞罰ヲ正敷仕候得者必勉強修業仕一方之御備も相立可申奉存候、左も無之候而者当節柄を弁へ候ものも容易ニ 思之為死を撰間敷、只々壁ニ馬ヲ乘懸足元ニ鳥之立如く嚴責仕候共頭切者無之何れニも銘々今日家銘相続枕を高く致し居候者誰ニ被成下候哉者積年之御恩沢を自省仕、心魂難在存候様仕向不申候而者迎も一大事之場合ニ而憤発者思ひも不寄事と奉存候ニ付、先第一ニ前書之件々規則相立取扱候心得ニ御座候、依之差向見込之趣申上候、以上

卯十月

小出大和守

井上備後守

(中略)

〔御留守居江

覚

今般小普請之者、其方共支配等ニ被 仰付候ニ付而者 御目見以上以下百俵以上以下共家事取締向等不宜放蕩不懶之者等有之候ハ、屯所内江取締所取設、禁足申付候上、高割相応金納為致、改心候ハ、速ニ差免し候様可被致候、右者早速改心可為致為之義ニ候間可成丈

ケ深切ニ教諭差加、如何様説得候而も不取用もの者無余義前文之通
取計候儀と可被心得候、尤小給之者たり共前文之趣ニ准シ可被取計
事

(中略)

舶来ミニ一統買入ニ付拝借金相願候書付

井上備後守

河野対馬守

私共支配組之者江貸渡候御筒不足ニ付横浜在留各国商人共持渡品有
無之儀神奈川奉行江及懸合候処、上中下多分ニ有之候旨別紙之通申
越候間、差向右之内三百挺買入、屯所附ニ仕、貸渡方取計度候処、
未同所御備金等も更ニ無之差支ニ付、兼而伺濟支配向老幼病之者
出銀并遊惰放逸等之者
共一時ニ者取集も難行届候ニ付、差向右代金式千六百兩拜借被
仰
付候様仕度、返納之義者来辰
格之訳ヲ以願之通早々御下ケ金御座候様仕度、依之御勘定奉行へも
相談仕候処、存寄無之旨申聞候間、此段奉願候、以上

卯十二月

(中略)

(朱書)「辰二月二日老岐守殿北角十郎兵衛ヲ以御下ケ」

覚

其方共支配組之者銃隊ニ取立候儀ニ付見込之趣申立候間、先達中
夫々及差図候ニ付、猶追々取調被申聞候処、此度海陸軍御改革ニ付
而者一同銃隊ニ組立候儀者見合候様可被致候、尤格別執心ニ而業前
宜出来、強而銃隊罷成勉勵致し度旨申立候者名面取調可被申聞候、
委細之儀者陸軍総裁江可被談候事

(中略)

支配組之者銃隊取立候義者見合可申御沙汰ニ付

向後心得方之義相同候書付

井上主水正

河野対馬守

私共支配組之者銃隊取立候ニ付見込之趣申上、追々御差図御座候ニ
付是迄揺々責督仕、日稽古為仕、当今者一大隊余ニも相成、精出し
稽古仕居候処、此度海陸軍御改革ニ付一同銃隊組立候義者見合、格
別執心ニ而業前宜出来、強而銃隊罷成勉勵致度旨申立候者名面取
調可申上旨、御書取ヲ以被仰渡、承知仕候、依而者業前宜出来候者
者名前申上、其余之者者向後銃隊訓練角打稽古共相止メ候義ニ御座
候哉、又者猶此上共責督仕、稽古為仕置可申哉、且支配組劍槍隊之
者も三百人余も有之、是又日々仕合等為仕精出し稽古仕居候間、同
様是迄之通日々稽古為仕置可申哉、且又非常其外心得方之義者最前
相伺候通り相心得可申哉、如何相心得可然哉ニ御座候哉、夫々御差
図可被成下候、以上

辰二月

右の小出・井上・河野らによる献策や伺いは以下のようにまとめられ
るだろう。①教育の場である屯所の諸入費は老衰・幼少・病氣・放蕩の
者から徴集するなど自弁したいが、勤務地である勤番所の入費について
は支給してほしい、②不動の者の士気を鼓舞し、人材育成をはかるため
には、文武の「大学校」を設立する必要がある、とりあえずは銃隊訓練
を実施したいが、五〇〇石以上の高禄者を一兵卒として訓練するのは勿
体無いので、陸海軍の業以外でも各自が希望する諸学科を専攻させ、将
来はその中から各分野での役職者を選抜するようにしたい、③四五〇〇
人以上に膨れ上がった支配組を管理するため、世話取扱一二名、世話役
六名を増員し、四八名・三二名体制にしたい、④詐病などで陸海軍所で
の修業を怠る者をなくすため、修業小普請・老幼小普請・科条小普請と
いう三種の区別をなし、老幼の者、遊惰な者からは課金を徴集するよう

にしたい、⑤屯所配備のミニエー銃三〇〇挺を購入したいので、老幼病者や怠惰者からの集金だけでは足りない分を拝借したい、⑥銃隊取立の中止が指令されたが、すでにできている一大隊の銃隊、三〇〇名の剣槍隊の訓練はすべて廃止してしまつてよいのか。

結果として、御留守居支配組を近代的な軍隊・学校にするという、この大計画は、戊辰戦争の勃発により頓挫する。徳川家が新政府に対し徹底抗戦の構えを取っていたならば、あるいはそのまま実行に移されたかもしれないが、恭順方針によって軍拡路線は中止されたのである。一月一四日には、フランス軍事顧問団による三兵士官伝習の一環として、留守居支配からは五五名の青少年が歩兵科士官候補として選拔されたが、陸軍側のこの計画も時間切れに終わっている。

二月以降、留守居の仕事には、官軍の江戸進攻と占領という事態を迎え、西国の知行所への土着希望者の処置、伝通院・本所御竹蔵・牛込矢来酒井屋敷への巡邏、脱走者の調査、彰義隊騒ぎへの対応等々が加わることとなった。

③御用人支配組と駿河移住者の選別

慶応四年五月二四日徳川家の駿府移封が決定、新領地七〇万石に見合った規模の家臣団の再編成が開始される。行財政・教育・陸軍・海軍・家政関係の部署など、藩にとって必要な人員が絞り込まれた。そして、朝臣になる者、帰農・帰商する者が切り離される。ただし、無役の者であっても主家への随従を希望する者は、無禄での移住を認められた。六月一日、小普請の担当は御留守居ではなくなる。

御留守居江

御留守居

奥御用人

小普請之面々取扱之

同

不勤支配

同

同並

同並

右之通唱替被 仰付候⁽²⁶⁾

すなわち、御留守居は奥御用人と改称、留守居のうち小普請担当は不勤支配と改称、小普請担当の留守居並は不勤支配並と改称されたのである。しかし、この名称は、六月四日、すぐに再変更となる。

奥御用人

不勤支配

同 並江

奥御用人

不勤支配

御用人

不勤支配並

御用人並

右之通唱替被 仰出候、尤奥持之方者奥懸、支配持之方者小普請懸と可被心得候事⁽²⁷⁾

奥御用人と不勤支配とがともに御用人と改称され、うち奥を担当する場合は奥懸(掛)御用人、小普請を担当する場合は小普請懸(掛)御用人と呼称することとなったのである。不勤支配並は御用人並と改称され、小普請を担当した。従つてこの時、平野雄三郎の役名も御用人支配組頭になつている。朝令暮改の理由は不明だが、「不勤」支配という呼称はあまりにストレートであり、反発もしくは反対があつたのかもしれない。表5は、小普請掛御用人配下の役職者一覧である。御留守居支配組時⁽²⁸⁾

表5 慶応4年7月「駿河表召連候家来姓名」中の小普請関係役職

役職	人数	氏名
小普請掛御用人	6	富永孫太夫・久世平九郎・佐久間鑄五郎・杉浦兵庫・高橋伊勢・井上八郎(陸軍頭並兼勤)
同並	3	佐藤平三郎・田村駒次郎・宮重丹下
支配組頭	10	村上鐸五郎・平野雄三郎・伊佐新次郎・柴田勇橋・久保音次郎・岩田吉左衛門・田村弘藏・遠山内膳・石場斎官・星田作太郎
世話取扱重立取締	1	伊藤金十郎
世話取扱	52	中村英太郎・石渡忠四郎・大久保次郎左衛門・日根野権之助・内藤七郎右衛門・桜井友二郎・近藤力之丞・永田孫三郎・仁科五郎左衛門・伊東多宮・江口文左衛門・守山太兵衛・稲垣豊次郎・佐野藤三郎・岡本鋭之丞・宮部愛之助・小村鉦五郎・松永助三郎・谷田兼五郎・松井美太郎・伴東左衛門・夏目当三郎・小村小膳・山崎十萬十郎・石原巖之丞・長田幸之進・鎮田半次郎・木村首次郎・堀越十五郎・鈴木鉄三郎・松平敏之助・岡山善五郎・遠山彦四郎・山本鑑之助・村田篤藏・若林主税・毛呂芳三郎・水野録太郎・高山良之助・辻半三郎・長兵庫・石川将之助・山岡精次郎・野田勇之助・富田忠左衛門・目賀田帯刀・小田堀庄二郎・佐藤鈴吉・安藤鉢之助・富田太郎右衛門・渡辺力三郎・平岡与右衛門
稽古人世話出役	20	(氏名省略)
重立肝煎	27	(氏名省略)
世話取締役	56	(氏名省略)
金集手伝	10	(氏名省略)
金集手伝介	7	(氏名省略)

「駿河表召連候家来姓名」(国立公文書館所蔵)より作成

代との大きな違いは、名称がそのままの世話取扱(旗本担当)に対し、世話役(御家人担当)が世話取締役と改称したらしい点である。慶応四年六月以降、移封に先立つ大規模な「御人減らし」が実施され、職を失った者の多くが新たに小普請(御用人支配組)に加わった。小普請掛御用人が面倒をみなければならぬ人数はさらに膨らんだのである。そして、御用人・御用人並・御用人支配組頭らが、配下の小普請たち

の選別(朝臣・暇乞い・駿河移住)とそれに伴う諸々の手続きを行った。彼らの手になる仕事は、一月晦日、旧幕臣の去就に関する詳細な報告書としてまとめられた⁽²⁹⁾。それによれば、朝臣希望が約三八〇〇人、御暇が約三五〇〇人、無縁移住が三九五〇人である。各地で戦乱が続く中、八月には小普請や軽輩らが暴動を起こすとの情報もあったが、それも噂に終わったようである。八月一日、雄三郎他八名の御用人支配組頭に対し、「朝臣願等之儀取調方骨折」として時服が下賜された⁽³¹⁾。

新政府側に江戸の屋敷を早々に引き渡すよう迫られた結果、九月、徳川家では移住手順を示した説明書を木版で印刷・発行し、移住希望者に配布した。それによると、寄合・小普請で無縁での移住を希望する者は、元高一〇〇俵以上は自費で、未満の者は藩費による船での移住が指定された⁽³²⁾。一〇月三日から一月九日まで、一万人以上を九回にわたり東京・清水湊間を外国船によって運送した際、新政府宛に届書を提出したのは御用人並佐藤平三郎である⁽³³⁾。

八月二〇日付の達によると、御用人支配組頭は、御殿詰・諸入用掛三名、分限掛二名、朝臣・御扶助掛二名、移住掛二名、御暇掛一名というように分担当決められたようである。御用人・御用人並についても、宮重丹下が進達物掛、佐藤平三郎が分限掛、田村駒次郎が御暇掛となっている。平野雄三郎は分限掛であった。分限掛には、取扱取締二名、(世話)取扱九名、肝煎取締七名、肝煎一四名、世話役取締三名、世話役二名が付属した。表6は全体構成を示したものである。

一月八日、御用人杉浦兵庫より配下の役々に対し、東京での残務整理担当と駿河への出立者とが指名され、いずれ交代すべきことが伝達された。東京での仕事を終え、平野雄三郎が駿河へ向け出立したのは、二月二日であった⁽³⁴⁾。七月時点での「駿河表召連候家来姓名」上は、寄合頭・小普請掛御用人以下全員が「江戸表差置候家来姓名」に含まれていたが、同年中には移住事務が一段落したのである。

表6 慶応4年8月御用人支配組の役割分担

分 担	支 配 組 頭	世 話 取 扱	世 話 役
御殿詰・諸入用掛	村上鐸五郎・田村弘蔵・石場斎宮		
御 殿 掛		4人	
調 所 詰		15人	
御殿・調所詰			30人
朝臣・御扶助掛	岩田吉左衛門・大久保次郎右衛門	4人(内3人分限掛兼)	10人(内1人取締)
分 限 掛	平野雄三郎・久保音次郎	11人(内2人取締・3人朝臣掛兼)	24人(内3人取締)
移 住 掛	柴田勇橋・星田作太郎	6人	12人(内1人取締)
御 暇 掛	遠山内膳	7人(内1人取締)	9人(内7人取締)
会 計 掛		9人(内1人取締)	
御 証 文 掛			7人(内5人取締)

平野家文書D-7「(駿河移住・勤番組関係達)」より作成

④ 勤番組と更番組

雄三郎が駿府に着いたのは二月二日。二五日には、それまで泊まっていた伝馬町の松崎屋から北安東村の仁左衛門方に旅宿替えした。その同じ日、寄合・小普請に関わる職制改革が達せられた。寄合頭と小普請掛御用人を勤番組之頭、小普請掛御用人並を勤番組之頭並、寄合頭

取を一等勤番組頭取と改称するという内容である。さらに以下のような布達も同時に出されている。

小——懸り

御用人江

其方共役名唱替被 令候ニ付而者支配組頭之義者勤番組頭取と唱替、
其余右ニ准し唱替候上可被申聞候、尤席御役金之義者何れも是迄之
通可被下相心得候事

寄合頭

小普請懸

御用人

寄合並御用人支配組之者、府中其外 御城勤番被 命、依之以来一
同勤番組と相唱、尤寄合之分者一等勤番 御目見以上之分者二等勤
番、御目見以下之分者三等勤番と可相唱候

但右勤番組之面々江其場所々ニおいて拝借地被 命、或者御長屋
御貸渡可被成候

右之通被 命候間、其段可被申渡候

(中略)

十二月廿七日平右衛門殿

覚

是迄支配世話取扱重立取締者二等勤番組世話取扱重立取締と唱替、
其余右ニ准し唱替候義と可被心得候事⁽³⁵⁾

つまり、それまでの寄合・御用人支配組は勤番組と改称されたのである。そして、元寄合は一等勤番、元御用人支配のうち御目見以上(旗本)は二等勤番、御目見以下(御家人)は三等勤番と区別された。また、平野雄三郎ら御用人支配組頭は勤番組頭取と改称された。御用人支配世話取扱は二等勤番組世話取扱と改められ、以下の役職名もそれに準じたらしい。元寄合を担当する一等勤番組頭取に対し、二等勤番組頭取・三等

勤番組頭取という役名も置かれたのであろう。また、史料上は未見であるが、御目見以上を担当する二等勤番組世話取扱に対し、御目見以下を担当する三等勤番組世話役という名称もあつたのではないだろうか。

また、勤番組への改編とほぼ同時に、無禄移住者には、元高に対応し五人扶持から一人半扶持まで、五段階の扶持米が下されることとなり、最低限の収入が保証されることとなった。生計を立てるため各人が勝手に農工商を営むべしとの達を出していた一〇月段階と比較し、藩は大きく方針を転換したのである。

勤番組は、無役の寄合・小普請に藩内各所の城の警衛という仕事を与えることにより、不勤ではなく「勤」番であるとみなし、扶持を支給することにより、無禄移住者を救済しようとした制度といえる。

年が明け、明治二年（一八六九）正月一三日、また大きな組織改正があつた。駿河・遠江・三河の領内を、沼津・小島・府中・田中・掛川・相良・遠州横須賀・中泉・浜松・三州横須賀・赤坂の一一の奉行所に分け、それぞれに奉行・添奉行を配置したのである。表7がその一覧である。この奉行所制により、それまでの勘定頭・郡奉行は廃止され、その配下にいたる地方役は奉行の下で徴税や民政を担当することとなった。しかし、各所奉行は地方支配を担当しただけでなく、勤番組をも管轄する役割を担つたのである。地方関係以外の、「各所奉行取扱候廉」として「地方二不拘出入筋」「土地警衛向」「人別改」「他向引合」「火附盗賊人殺其外掟ヲ破候者吟味筋」が挙げられている。³⁶ 二年二月の記録では、一等二六人、二等一四九〇人、三等二二九八人、計四〇一四人の勤番組が「各所奉行支配」となっている。³⁷

奉行所制のねらいは、御家老以下全藩士を一一のうちのどこかに割り付けるというものであり、割付地の決定はくじ引きで決定するといった達も出されており、居住地に関する平等性をはかるとの思惑があつたらしい。二月二二日には、「陸軍学校頭取并重立取扱始役々其他生徒徒百

表7 明治2年正月駿河府中藩の各所奉行所幹部

担当地	奉行	添奉行	支配組頭	支配調役
府中	中台信太郎	山田虎次郎	山本長次郎 ※ 竹川龍之助（同勤方）・杉亨二（同格支配調役）	高木哲蔵・亀井文次郎・柴田勇橋・筒井良左衛門・松下次郎左衛門・坂井徳之助・山口錫次郎・山中福永
浜松	井上 八郎	田村 弘蔵		成瀬鐘次郎・駒井金三郎・上野正三郎・瀧口小一郎・原田肇
掛川	岩田 緑堂	内藤七太郎		星田新蔵・青木陽蔵・直江左太夫・長田幸之進
遠州横須賀	男谷勝三郎	石川 周二		松野三平次・敷山篤次郎
赤坂	大久保禮軒	平岩金左衛門		高木与惣左衛門・保木旗之助・山本覚太郎
田中	高橋 伊勢	高力 晴江		石原孫助・大久保次郎右衛門・山内勝郎・高沢於兎進・朝比奈藤八郎・長谷川又市・比留半蔵
相良	山高慎八郎	依田 素一		石原敵之丞・三田岐麓・加藤金四郎・山田尤金次
三州横須賀	桜井庄兵衛	新見 史雄		高山良之助・石川将之輔・岡松錦太郎・岡田甲子太郎
中泉	前島 来輔	測辺 徳蔵		高橋陽之助・長兵庫・山岡精次郎・萩原保次郎
小島	林 又三郎	水沢 主水		永井隼之助・川勝藤兵衛・久野伊兵衛・松平敏之助
沼津	阿部邦之助	小川達太郎		平野雄三郎・北脇弥七郎・上條元之助・後藤左兵衛

「駿藩各所分配姓名録」、「正月十三日御役替（職員録）」、平野家文書D-1-7「（駿河移住・勤番組関係達）」より作成

五十六人者府中を始十一ヶ所江分割いたし³⁸云々という達が出されたことからもわかるように、陸軍局が一手に移住した沼津についても例外を認めず、兵学校の教職員・生徒らについては改めて各所へ割り振る予定だった。しかし、すでに学校での仕事や授業が開始された段階で、割付

地の変更は無理であり、事実上、沼津の陸軍局は独立性を保っていくことになる。なお、沼津には明治二年前半段階で勤番組が置かれなかったとされるが、二等が富士・駿東郡合わせて二二人、三等が富士郡一一人、駿東郡一四八人という、正月一八日付の調べがあるので、沼津周辺に入り込んだ無縁移住者が皆無だったとはいえない。

さて、勤番組を配下に置いた各所奉行所は、その幹部を勤番組幹部が兼任する例が多かった。小島奉行林又三郎・田中奉行高橋伊勢・浜松奉行井上八郎は勤番組之頭、赤坂添奉行平岩金左衛門は勤番組之頭並、沼津添奉行小川達太郎・中泉添奉行田村弘蔵は二等勤番組頭取、田中添奉行高力主計・遠州横須賀添奉行石川周二・相良添奉行依田伊勢は一等勤番組といった具合である。⁽⁴¹⁾ 平野雄三郎は、二月五日に沼津奉行支配調役に任命されている。勤番組が小普請支配組の系譜を引いている以上、当然ではあるが、他の奉行所と同役には陸海軍奉行並支配組―留守居支配組―御用人支配組以来の顔なじみが少なくなかった。しかし、注意すべきは、江戸にいた頃の留守居支配組の八組合は駿河移住によってバラバラとなり、まったくその原型をとどめていないことである。雄三郎もかつての配下たちとは引き離され、次々に新たな配属先に移っていったのである。

ところで、平野雄三郎の履歴を見ていて理解しにくいのは、沼津奉行支配調役に就任する前、二年正月一三日に更番組頭取に任命されている点である。

各所奉行

同添奉行江

更番組頭取被 命之、席御広敷番之頭之次、御役金百五十兩被下之

勤番組世話取扱

勤番組手附出役

更番組被 命之、席御事蹟調役之次、御役金七十兩被下之

勤番組世話取扱

更番組並被 命之、席御賄勘定役之次、御役金五十兩被下之

江

勤番組之者一同其方共支配被 命候間、得其意其段可被申渡候

江

此度被 命候更番組之者共義者勤番組之者夫々各所奉行へ引渡候迄是迄之通御用向為取扱候様可被致候

右之通白戸石介大久保彈正へ相達候間可被得其意候事⁽⁴²⁾

というのが更番組という組織が誕生した際の記録である。この史料によるとすべての勤番組が更番組に組織替えしたように読み取れるが、その後も勤番組の名称は続くわけであり、勤番組の中の一部が更番組となったと解釈せざるをえない。

更番組に関しては、遊撃隊から大番組(明治元年九月遊撃隊から改称)に属し駿河に移住、明治二年二月一七日更番組と改称、浜松奉行井上八郎附属となったという山本政恒の履歴をもとに、遊撃隊―大番組―更番組という変遷をたどり、最終的に三年(一八七〇)八月に勤番組に編入されたとする説明がある。⁽⁴³⁾ しかし、二年六月の別の史料には、大番組とは別に、更番組頭取五人(役料一五〇両)、更番組四二人(役料七〇両)、更番組並七三人(役料五〇両)といった記載がある。⁽⁴⁵⁾ また、平野雄三郎の書き残した史料やその他の史料に記された更番組の個人名は、大番組(遊撃隊)とは一致せず、右に紹介した説には疑問が残る。

明治二年五月「御入国御人数町宿帳」⁽⁴⁷⁾には、約二〇九〇名の移住者氏名が記載されているが、その中には、「更番組」「交番組」「二等史番組」(史は更の間違いか)といった肩書きを持ったものがある。「更」も「交」

も、交代する、入れ替わるといった意味があるので、更番組とは、勤番組の中から交代で選ばれた要員だったのではないだろうか。また、別の史料には、「浜松奉行附属更番組取締役小山鑄之丞」といった名乗りも見受けられることから、各所奉行に付属したらしい。

更番組の正体は不明であるが、雄三郎の記録に見る限り、東京藩邸の警備などを担当する勤番組の別働隊だった可能性が高い。二年二月時点で、更番組には頭取以下役々が一九人、所属者（更番組）が一九四人いたことがわかっている。⁽⁴⁹⁾ 相良勤番組栗原要三郎の履歴明細短冊⁽⁵⁰⁾には、明治二年「八月廿三日更番組御廃止二付」三等勤番組を命じられるとあり、その廃止時期が判明する。

⑤ 陸軍生育方と勤番組

明治二年八月・九月、静岡藩は大規模な藩制改革を断行した。元高に応じた扶持米が一〇人扶持から三人扶持までの七段階に増額されたほか、各所奉行所が廃止され、勤番組制度にも大改変が加えられ、一層の整備がなされた。勤番組の配置場所は、沼津・小島・静岡・田中・掛川・相良・横須賀・浜松・赤坂の九箇所とされ、それぞれに勤番組之頭、同並、世話役頭取、世話役などが任命された。

平野雄三郎は、九月二八日、以下のように申し渡され、沼津奉行支配調役から沼津勤番組之頭附属となった。

（朱書）「九月廿八日砂殿被申渡、名代中村唯一郎」

申渡

元沼津奉行支配調役

同 並

同 定役

同 定役下役

同 下番
同 手附御雇
右御廃止二付御役御免被成候旨戸川平太殿被申渡候、尤勤番組惣人数規則相立候迄沼津勤番組之頭附属申渡之
巳九月⁽⁵¹⁾

更番組頭取就任からわずかの期間で沼津奉行支配調役に転じた雄三郎は、二月二三日静岡から沼津に移り、正見寺・上土町日野屋伊兵衛方を経て、蓮光寺を仮住まいとしていた。そして、一月二日、沼津城内の御殿において沼津勤番組之頭支配世話役を命じられた。沼津勤番組の場合、頭白戸砂（石介）の下、一から十九の類に分けられた。その編成が表8である。各類は世話役頭取（単に頭取とも）に統率されたが、世話役は世話役頭取の下で類の半分を担当した。雄三郎は、十七番類の世話役であり、頭取後藤重次郎を補佐し、相役深沢七十人とともに類の半分以上を担当したのである。

九月九日付で藩が示した方針では、勤番組には、一〇〇人に一人の世話役頭取、五〇人に一人の世話役、五人に一人の世話役助を置き、総人員を伍々に組み立てるとされている。表9は、二年一〇月時点での田中勤番組の例であるが、二番類について内部の細かな編成が判明している。世話役頭取日高圭三郎の下、二人の世話役福島寅吉・飯田由太郎がそれぞれ右半類・左半類と称して類内を二分して担当し、さらに各半類内は五名ずつからなる一〇の組合に分けられていた。五名の中から世話役助（介）一名が選出され、組合をまとめていた。

類とは、「側」と記した文書もあることから、「かわ」「がわ」と発音したらしいが、旧幕時代から続く組織の編成単位である。表8の氏名の（ ）内は、各人の住所を原史料に記された通りに示したものであるが、それを見て気付くのは、同じ類だからといって必ずしも地理的に近い範囲にまとまっているとは限らないという事実である。もちろん、多数の

表8 沼津勤番組の編成

	明治2年12月頃		明治4年頃	
	(世話役)頭取	世話役	(世話役)頭取	世話役
一番類	高木幹枝(中原御長や)[河津三郎太郎]	神田慎八(間門)・吉田周平(中原)	高木幹枝	神田慎八・吉田周平
二番類	吉田泰門	信沢菊三(中原)・柳田源次郎	坂本復之(自家作)	朝比奈治平・大塩慎一
三番類	坂本復之(香貫)	青木五十五郎(二夕瀬川)[高木幹枝]・稲垣真人(中原)	吉田泰門(中原)	高原喜満太・布施七郎
四番類	大木鑄太郎	金田三三[小高政太郎]・高原喜満太	上條上(自家作)	金田三三・青木五十五郎
五番類	渡辺義三(万野原)	大島万・篠原活三	渡辺義三(万野)	大島万・篠原活三
六番類	山本晋寿(三枚橋)	榎本三五郎・小出安次郎・朝口治平(以上万野)	山本晋寿(万野)	榎本三五郎・坂部三十郎
七番類	小川栄次郎(沢田)	甲田郡平・五十嵐文平	小川栄次郎(椎路・小林)	甲田郡平・五十嵐文平
八番類	小林昇平(沢田)	水野小伝次・小西清五郎	守山栄造(長久保)	垣屋義郎・信沢菊三
九番類	今西可師太郎(片羽)	渡辺鉄三郎(沢田御長や)・小西敬三(香貫ばんバ)	今西可師太郎(中沢田)	渡部鉄三郎・相原脩平
十番類	松尾儀三郎(大スワ)	永谷平七郎・遠藤鎌五郎	小西敬三	永谷平七郎・飯田藤次郎
十一番類	古矢鉄五郎(岡之宮)	岡田孝三・篠崎健三(御添地廿四番)	古矢鉄五郎(万野)	岡田孝三・篠崎健三
十二番類	近藤宗一郎	大塩慎一(間門)・川村草三	近藤宗一郎	川村平三・田村透
十三番類	角田焔一	中林金三(町方廿八番)・押田弥三郎	角田焔一	中林金三・押田弥三郎
十四番類	守山栄造(香貫)	相原脩平(御添地卅六番)・垣屋義郎(丸ノ内)	小林昇平(自家作)	水野小伝次・柳田源八郎
十五番類	八田篤蔵(香貫)	上條上[余語慎吉]・飯田藤次郎(八幡)	八田篤蔵(自家作)	築山確郎[上條上]・遠藤鎌太郎
十六番類	久保音次郎(香貫二瀬川)	富田太橋(片端)・土屋佐太郎(魚町・御添地十八番)	久保音次郎	富田太橋・土屋佐太郎
十七番類	後藤重次郎(片羽)	平野雄三郎・深沢七十人	後藤重次郎	鈴木義一郎・大草加三二
十八番類	古田新十郎	[大谷内龍五郎・上條上]	平野雄三郎	菅野杣蔵・矢田半平
十九番類	加藤栄三	菅野杣蔵		

平野家文書D-7「(駿河移住・勤番組関係達)」、D-11「(静岡藩勤番組関係日記・布達)」より作成

表9 明治2年10月 田中勤番組の編成

	世話役頭取	世話役	世話役助
一番類	飯高 勝彦	石塚又一郎・高田庄五郎	
二番類	日高圭三郎	福島寅吉(二番右半類)	村山賢七郎(一番組合)・遠藤源蔵(二番組合)・皆川栄五郎(三番組合)・佐藤竹蔵(四番組合)・神谷八平(五番組合)・広瀬専吾(六番組合)・松住国三郎(七番組合)・古沢柳三郎(八番組合)・斎藤五郎(九番組合)・中込鉄五郎(十番組合)
		飯田由太郎(二番左半類)	尾上貫三・前橋源五郎・高橋弥作・野口貞造・小林啓太郎・栗原小太郎・丸山平次郎・小池又次郎・庄司嘉久三郎・斎藤源吾
三番類	瀧川 虎雄	大塚唯一郎・登沢窟	
四番類	横山 半造	鍋田鐘三・菅沼八郎次	
五番類	石原 孫一	岡本操・佐藤吉十郎	
六番類	大久保純一	浜野岩雄・中西関次郎	
七番類	杉浦万太郎	倉林米太郎・松本欣太郎	
八番類	相川鎌左右	平塚左平太・上野輪三郎	
九番類	高月於兎太	渡辺隼太・宮田作五郎	
十番類	長谷川又一	磯甚一郎・渡辺三郎	

「静岡藩御達留 一」(東京大学史料編纂所蔵)より作成

表10 明治元年12月段階の陸軍生育方の編成

	役 職	氏 名	前 歴 (慶応4年7月)
	頭取	立田政吉郎(彰信)	大砲組之頭並
壹番・式番類		(御書院組)	
三番類	取締	瀧川主殿(虎雄)	陸軍用取扱
	世話役	大木式部	広間組頭取
	肝煎	登沢祐右衛門	広間組旗役
	肝煎	村田九八郎	広間組嚮導
	肝煎	武島源八郎	広間組嚮導
四番類	取締	横山半左衛門(半造)	広間組之頭並
	世話役	鍋田八(三)郎右衛門	広間組頭取
	肝煎	菅沼八之丞(助)	広間組差図役
	肝煎	岩間誓之助	
	肝煎	渡辺次郎左衛門	広間組嚮導
五番類	肝煎	鈴木作兵衛	
	肝煎	中尾祐太郎	広間組嚮導
	取締	坂本復之助(復之)	陸軍用取扱
	(一番組合) 世話役	大木鑄太郎(親)	大砲組差図役頭取・改役
	奇数肝煎	稲垣真之助(真人)	大砲組差図役下役・改役下役
	偶数肝煎	小高政太郎	大砲組差図役下役
	二番組合世話役	吉田太右衛門(泰門)	陸軍用取扱
	奇数肝煎	高原保之輔(喜万多か)	大砲組差図役下役並・改役下役
六番類	偶数肝煎	柳田源八郎	大砲組差図役下役
	三番組合世話役	高木幹枝	
	奇数肝煎	吉田周輔(周平)	大砲組差図役下役
	偶数肝煎	信沢菊三	大砲組嚮導役
七番類	取締	日高圭三郎	陸軍用取扱
	世話役	相川鎌左衛門	小筒組差図役並
	奇数肝煎	矢田部徳之助	小筒組差図役下役並
八番類	偶数肝煎	平塚左兵衛	小筒組差図役下役
	取締	杉浦万五郎(万太郎)	小筒組差図役
	一番組合世話役	石橋又一郎	
	奇数肝煎	島田庄五郎	小筒組差図役下役
	偶数肝煎	松本欣太郎	小筒組差図役下役
	二番組合世話役	倉林米太郎	小筒組差図役
九番類	奇数肝煎	清水辰三郎	小筒組差図役下役並
	偶数肝煎	石田伝兵衛	
	取締	井上元七郎	陸軍用取扱
	一番組合世話役	渡辺儀左衛門(義三)	小筒組差図役頭取
	奇数肝煎	大島庄左衛門(万か)	
	偶数肝煎	篠崎活三	
	二番組合世話役	山本晋之助(晋之丞・晋寿)	小筒組差図役下役改役下役
十番類	奇数肝煎	大塩瀧之丞	
	偶数肝煎	小出安次郎(元貞)	小筒組差図役下役
	三番組合世話役	神田鎮之助	小筒組差図役
	取締	小川栄次郎	小筒組差図役頭取
	一番組合世話役	小林昇平(秀一)	小筒組差図役
	奇数肝煎	甲田郡兵衛	小筒組差図役並
十一番類	偶数肝煎	五十嵐文平	小筒組差図役下役並
	二番組合世話役	守山栄造	
	奇数肝煎	水野小伝次	小筒組差図役並
	偶数肝煎	小西清五郎	小筒組差図役下役
	取締	今西可師太郎(相一)	陸軍用取扱
	一番組合世話役	松尾儀三郎(一衛)	小筒組差図役
十二番類	奇数肝煎	渡辺鉄三郎	小筒組差図役並
	偶数肝煎	永谷平七郎	
	二番組合世話役	小西数馬(敬之)	小筒組差図役頭取
	奇数肝煎	相原條(脩)平	
	偶数肝煎	近(遠)藤鎌太郎	小筒組差図役下役
十三番類	取締	古矢鉄五郎(秀之)	小筒組差図役
	一番組合世話役	近藤惣兵衛(宗一郎・宗一)	小筒組差図役頭取
	奇数肝煎	岡田信之助(孝三か)	
	偶数肝煎	柴島鐘之丞(篠崎鐘之丞・鐘三)	小筒組差図役下役並
	二番組合世話役	角田玄之進(帰一)	小筒組差図役
	奇数肝煎	中林金之丞(金三か)	小筒組差図役下役
偶数肝煎	川村平之丞(平三か)	小筒組差図役下役	

「御達し留 陸軍学校教授方并生育方役々名面 見聞諸雑心覚」(栗原家文書) 他より作成
改名後の名前(推定も含む)、誤記の訂正は()に入れた。

長屋が建設され密集度の高い居住地となった万野原（現富士宮市）や東沢田村（現沼津市金岡地区）のように、ある程度の地域性が見て取れる類もあるが、沼津城下やそのごく近隣村落の場合は、各級の所属者が入り乱れて存在したと考えられる。駿河移住は大変な混乱の中で実施されたものであり、住居の選定は、藩当局や所属組織の統一的な意向よりも個人個人の都合や受け入れ側の事情などが反映されているのである。

静岡藩の勤番組とは出自を同じくする存在に、朝臣となり東京に留まった不勤旧幕臣の組織である、行政官支配・行政官附があるが、その内部も地縁的集団ではない類によって分けられていることが指摘されている。⁽⁵⁵⁾ 東京残留者である行政官支配附が示しているように、そもそも、旧幕時代以来、類の編成原理は、属地主義にもとづくものではなかったのである。⁽⁵⁴⁾

ところで、平野雄三郎が属した沼津勤番組であるが、田中勤番組とともに、藩内他所の勤番組とは成立事情が異なっていた。先にも触れたように、沼津には陸軍局が独自に集住したからである。旧幕府の陸軍に属した兵士やその幹部たちは、沼津と田中を移住地とし、「陸軍解兵御仕方書」（慶応四年八月制定）なる土着・学校設立方針を定めていた。いわば、陸軍局は、一般の藩士・無禄移住者とは別に、自分たちだけの基本方針に則って動いていたのである。陸軍局のうち、学校（沼津兵学校）のスタッフ・生徒以外の者たちは、陸軍生育方（後に単に生育方と改称）と称し、非常時に兵士として動員される時を除き、平時は村落に土着し、農業・商業等に従事し自活することとされた。

この陸軍生育方の明治元年一二月時点での陣容を示したのが表10である。トップの生育方頭取の下、一から十一番までの類があり、各類は取締が統率した。類は二つ程度の組合に分けられ、組合には世話役が置かれた。さらに組合は偶数・奇数に二分され、肝煎が担任した。具体例をあげれば、九番類二番組合奇数所属の二四名が、沼津城内添地・沼津

宿・上香貫村・我入道村・日吉村・中沢田村・西沢田村・東椎路村・西椎路村といった各地に分散していたことからもわかるように、陸軍生育方の類も地域単位で厳密に設定されたものではなかった。

注意すべきは、陸軍生育方の所在地は沼津近辺だけではなかったらしいことである。一番類と二番類は書院組から成っていたが、書院組が実際に移住したのは駿府（静岡）である。また、三番類・四番類・六番類・七番類は、取締・世話役の顔ぶれが後に田中勤番組の幹部になった連中であることから判断し、元年段階ですでに沼津ではなく田中に移住していたようだ。⁽⁵⁶⁾ すなわち、陸軍生育方の類うち、一・二番は駿府、三・四・六・七番は田中、五・八・九・十・十一番は沼津というように分散して配置されたのである。田中移住の土が記録した元年一月の史料に「当所詰」として生育方取締日高圭三郎・杉浦万太郎以下の名前があることや、二年（一八六九）三月天皇東行警衛のため沼津で動員された各類の人数が、五番類八〇名、八番類八〇名、九番類一一〇名、十番類一二〇名、十一番類七五人となっていることなどから、そのことが裏付けられる。⁽⁵⁷⁾

二年九月の藩制改革で誕生した沼津勤番組は、この（陸軍）生育方のうち沼津周辺の類をほぼそのまま取り込んだものであった。田中勤番組についても同様である。表10と表8・9との顔ぶれを比べれば明らかである。沼津勤番組の世話役頭取一四名、世話役二八名の任命は一〇月一三日である。⁽⁵⁸⁾ 田中勤番組の類分けと世話役頭取以下の任命は一〇月二九日に行われた。⁽⁶⁰⁾

沼津勤番組の場合、一〇月段階では、世話役頭取の人数からもわかるように、類の数は一四であった。平野雄三郎の世話役任命からみて、その後、一一月には類の数が十九に増えたいらしい。一四でも生育方時代の類数よりも多いわけであるが、それが一九にまで増加した背景には、旧幕府陸軍出身ではないために沼津近辺に移住しながら生育方（陸軍局）

には所属していなかった者が新たに加わったためと考えられる。陸軍出身ではない平野雄三郎が属すこととなった十七番類と同様、十六番類も雄三郎とは小普請支配組以来の間柄である久保音次郎が世話役頭取になっている。十八番類は彰義隊の残党から構成されたとされる。そのような点からも、十五から十九番類は、元生育方以外の者を中心に編成されたと推測される。静岡藩勤番組の総数は、二年二月段階の四〇一四人から四年八月には一〇九八五人に大幅に増加しており、脱走・帰農・帰商からの復籍者と生育方の編入とが理由であるとされる⁽⁶¹⁾。

勤番組の所属員は、静岡勤番組から沼津勤番組へ所属替えしたり、同じ勤番組内でも他の類へ移動するといったこともあった。また、類全体が移動したり、廃止される場合もあった。沼津勤番組は、二年段階の九類から四年（一八七二）段階では一八類に減少している。これは、明治三年所属員が遠州牧之原へ集団移転したことにより、古田新十郎が世話頭取をつとめた十八番類が廃止され、十九番が新たな十八番になったためであろう。

四年二月二五日には十一番類の全一〇四名が万野原への居住を命じられている⁽⁶²⁾。これは、沼津近辺の住宅難を解消するため、万野原に長屋が建設されたのに伴い、追加移住が命じられたものであろう。万野原移住は、初回の一―三名から、三次にわたり移住が行われたという⁽⁶³⁾。類の移転は、陸軍生育方時代にもくじ引きによって行われたようだ。一部しか実行されなかったと思われるが、二年八月五日には、小川栄次郎・今西可師太郎類が愛鷹山根方へ、井上元七郎類が富士郡万野へ、滝川虎雄類が遠州中泉へ、日高圭三郎類が遠州浜松へという決定がなされている⁽⁶⁴⁾。

役員の配属替えもあった。平野雄三郎は、四年二月二四日沼津勤番組之頭並天野民七郎から世話役頭取への昇進を達せられた⁽⁶⁵⁾。いっしょに九番類世話役だった小西敬三が十番類世話役頭取に進んでいる⁽⁶⁶⁾。雄三郎は十八番類の担当となり、沼津から富士郡厚原村（現富士市）へ転居する

ことになる。役宅は厚原村の元旗本松平氏陣屋であった⁽⁶⁷⁾。

十八番類は、役々を含め一―五名であり、うち自家作は三九名であった⁽⁶⁸⁾。七六名は他家に同居したり、寺院や百姓家などに間借りをしていたのだろう。所属者は、東は富士郡中里村（現富士市）から西は富士川端の精進川村（現富士宮市）の広い範囲に散在しており、市在見廻方を兼勤することになった世話役介四名の仕事がなかなか行き届かないため、せめて手当を増額してほしいとの願いが四年六月に出されている⁽⁶⁹⁾。また、同年五月には、取り締まりが行き届くよう、移住者の孤立を防ぎ、類内の「同心協力親睦」をはかるためにも、吉原宿辺に長屋を建設してほしいとの願書も出された⁽⁷⁰⁾。

雄三郎の十八番類に関連し興味深いのは、隣接する小島勤番組の存在である。一般的には、沼津勤番組は富士川以東の富士郡・駿東郡を管轄し、小島勤番組は富士川以西の庵原郡を管轄したとされる。しかし、三年（一八七〇）五月頃の小島勤番組側の史料によると、所属者が富士郡の松岡・平垣・柚木・本市場・蓼原・横割・十兵衛・水戸島・川成島・五貫島・宮島・柳島・鮫島・藤間といった村々に止宿していたため、扶持米の渡し場所が庵原郡蒲原宿のほか、富士郡中ノ郷村にも設定されていたことが知られる。沼津勤番組と小島勤番組は、地理的にきつちりと線引きできていなかったたのである。しかし、その入り組み状態は解消されることになったらしく、四年四月には、小島勤番組から沼津勤番組十八番類に割り替えになった四〇余名の扶持米渡し場所に関し、吉原宿では遠いので本市場村か平垣村辺に設置してほしいという嘆願が出されている⁽⁷¹⁾。

二年九月の改革で陸軍の不勤者たる生育方と一般藩士の不勤者たる勤番組との区別がなくなったことにより、生育方が担っていた役割が拡大する形で、勤番組にも兵士予備軍としての性格が付与された。二年一月勤番組之頭・同並は軍事掛・権大参事の指揮下に入り、「今日之職務

ハ既二軍事ニ関係⁽⁷⁴⁾するものと認識された。士官候補である資養生の供給源として期待されたほか、修行兵という名の下士官候補を交代で送り出すなど、沼津兵学校との連結システムも整えられたのである⁽⁷⁵⁾。三年八月には各所小学校についても勤番組之頭が支配すべしと達せられ⁽⁷⁶⁾、勤番組は学務をも守備範囲とした。日記からは、雄三郎も厚原小学校の開校に携わったことがうかがえる。

とはいえ、勤番組が行う仕事の多くは、生活に汲々としている者たちの面倒をみることで精一杯であった。二年九月の勤番組之頭あて達にも、各所へ「貧院」を設け困窮者の扶助を行うべきことが指示されていた。小島勤番組では三年(一八七〇)閏一〇月頃に「職業所」を開設、貧窮者の職業指導を始めた⁽⁷⁷⁾、浜松ではすでに三年四月に勤工所が設置されていた⁽⁷⁸⁾。沼津勤番組でも四年四月一八箇条からなる「中原勤業所規則」を定め、沼津郊外上香貫村中原に内職の指導所を設けたほか、廃藩後の九月には沼津宿浅間町に産業所会所を新設し、内職品の売捌きを行っていた⁽⁷⁹⁾。

陸軍兵士の後身から成る沼津勤番組すらそのような状況である。他所の勤番組に関しても推して知るべきであろう。勤番組では、日常的な軍事訓練が行われることはなかったし、沼津兵学校への修行兵派遣も藩内の全勤番組が実施したわけではなかったらしい。静岡藩勤番組の業務は、不勤者の日常管理がほとんどであり、軍事力としての実態を持つことはなかった。この時点でも、慶応三年の小普請再教育・軍隊化構想の段階からそれほど進歩していなかったのである。

⑥ 勤番組の廃止と戸籍区

明治四年(一八七二)七月廃藩置県が行われたが、勤番組はすぐには廃止されなかった。一月には駿河国と遠江国が分県され、静岡県と浜

松県が成立した。その際、各所勤番組之頭あてに、住所の相對替えや同居の願書は二五日までに提出すべしと布達されている⁽⁸⁰⁾。一月、沼津郡方掛は勤番組之頭・同並あてに、戸籍法の布令にもとづき、これまで會計掛・学校掛・沼津学校掛・勤番組が別々に「進退」していた土地・士族について統一的に調査したいので、その旨承知してもらいたいとの通達を出した⁽⁸¹⁾。

そして五年(一八七二)正月二五日、勤番組は廃止された⁽⁸²⁾。静岡県在住の旧幕臣たちは静岡県貫属士族と称することとなった。同日、平野雄三郎は沼津勤番組之頭支配世話役頭取を差免となっている⁽⁸³⁾。翌二六日、勤番組の管轄となっていた各所小学校は、文部省の指令にもとづきとりあえず静岡学校(静岡学問所)附属とされた⁽⁸⁴⁾。

勤番組の幹部の多くは、戸籍法による戸長・副戸長に任命され、引続き士族の管理を委ねられる。静岡県には八一の戸籍区が、浜松県には八二の戸籍区が設けられた。沼津城下では、最初、沼津勤番組之頭だった高力晴江が第十四区戸長、同頭並だった天野民七郎が同副戸長に任命された。田中城下の第七十五区では元田中勤番組世話役頭取滝川虎雄が戸長、同杉浦万太郎・世話役大塚唯一郎・同渡辺三郎が副戸長、隣の第七十六区(藤枝宿)でも世話役福島寅吉が副戸長になっている⁽⁸⁵⁾。第三十七区では元小島勤番組之頭林又三郎、同並大久保止がそれぞれ戸長・副戸長になった⁽⁸⁶⁾。静岡近辺では、静岡勤番組之頭並由利元十郎が第四十五区戸長、同世話役頭取松下孫十郎が同副戸長に就任したのは当然として、朝倉藤十郎(少参事・監正掛)・杉浦八郎五郎(権少参事・藩庁掛)が第五十七区・第四十七区戸長になるなど、藩中枢にいた幹部が戸長になっっている点は県庁所在地としての特色であろう。浜松城下でも元浜松勤番組支配世話役頭取堀口勘蔵が第六十九区戸長になっている⁽⁸⁷⁾。新居勤番組之頭並平岩親克(七太郎)は第八十一区副戸長・戸長、同世話役頭取小菅正義(新吾)は同区副戸長を拜命している⁽⁸⁸⁾。

表11 明治5年2月 旧沼津勤番組管内(駿東郡・富士郡)で戸長になった旧幕臣

戸籍区(現市町村)	戸長(旧役職)	副戸長	士族人数 (5年9月)
第一区(沼津市大平・清水町等)	松尾一衛(十番類頭取)		137
第二区(沼津市静浦地区)	吉田泰門(三番類頭取)		
第三区(沼津市楊原地区)	星野虚舟	高木幹枝(一番類頭取)	305
第四区(長泉町等)	永谷平七郎(十番類世話役)		
第五区(裾野市佐野等)			9
第六区(御殿場市神山等)	松尾一衛(第一区兼勤)		
第七区(御殿場市御殿場等)			0
第八区(小山町生土等)			
第九区(小山町大御神等)			0
第十区(御殿場市柴怒田等)			
第十一区(御殿場市印野等)			0
第十二区(裾野市御宿等)		信沢菊三(八番類世話役)	
第十三区(沼津市大岡・金岡)	今西相一(九番類頭取)		1,076
第十四区(沼津城内)	坂本復之(二番類頭取)[高力晴江(沼津勤番組之頭)]	中村唯一郎・和田惣次郎(以上勤番組附属俸禄掛)・奈佐鋳造(勤番組附属名籍掛)・[天野民七郎(沼津勤番組之頭並)]	
第十五区(沼津宿)	酒井泉吾(勤番組附属名籍掛)		176
第十六区(沼津市片浜地区)	大塩慎一(二番類世話役)		
第十七区(沼津市愛鷹・浮島)	小林秀一(十四番類頭取)		17
第十八区(沼津市原地区)	近藤宗一(十二番類頭取)		
第十九区(富士市今井等)			10
第二十区(富士市吉原等)	古矢秀之(十一番類頭取)		
第二十一区(富士市比奈等)			26
第二十二区(富士市今泉等)			
第二十三区(富士市厚原等)	矢田半平(十八番類世話役)		262
第二十四区(富士市入山瀬等)	渡辺義三(五番類頭取)		
第二十五区(富士市大淵等)			1
第二十六区(富士宮市万野原等)	角田帰一(十三番類頭取)		
第二十七区(富士宮市淀師等)			3
第二十八区(富士宮市猪之頭等)			
第二十九区(富士宮市上条等)			17
第三十区(富士宮市精進川等)			
第三十一区(富士市上中里等)			25
第三十二区(富士市蓼原等)			
第三十三区(富士市平垣等)			25
第三十四区(富士市岩本等)			

「駿河国区画戸長副長名前」(大平原家文書・沼津市明治史料館所蔵)などより作成

表11は、明治五年二月時点での、駿東郡・富士郡の戸籍区において戸長・副戸長に就任した元沼津勤番組役職者の一覧である。沼津城下を区画とした第十四区のように、全住民が旧藩士であったエリアでは、士族が戸長・副戸長に就任するのが当然である。しかし、士族の数が皆無かヒトケタ代の駿東郡北部は別として、集団土着地元長窪・笹見窪を含む第四区・第十三区のごとき、住民の相当数を士族が占めた区だけでなく、士族が僅かしか居住していない区に關しても、沼津近郊の駿東郡南部地域の場合、全区を士族出身戸長が押さえている点は注目すべきである。

これは、一月段階で最初に任命された戸長には平民が多かったのであるが、翌月それを更迭し士族出身者を任命し直した結果である。他地区ではみられない現象であり、沼津周辺では、士族に対し平民が遠慮し戸長就任を辞退したためと思われる。その後の大区小区制下でも、区戸長就任者における士族優位と士族の別扱いは続く⁹⁰。

勤番組という身分集団が存在した地域では、士族・平民を差別なく取り扱うという、属地主義にもとづいた戸籍法や地方制度の理念はすぐには貫徹されなかったのである。

平野雄三郎は、その履歴からいって戸長に就任してもおかしくはなかったが、部下の矢田半平に第二十三区戸長の地位を譲ったようだ。彼は、一村民として明治二十年代にいたるまで厚原村に住み続けた。

なお、五年八月から九月にかけ、山梨県下で起きた農民一揆の鎮圧のため、沼津から士族二〇〇名が派遣されるが、その部隊は狙撃隊など四分隊に編成され、静岡県の官員のほか、「隊士頭取」として元十番頭取松尾一衛が指揮にあたったらしい⁹¹。元勤番組の士族たちは、皮肉にも廃藩後に軍隊としての初出動をしたのである。

おわりに

小普請支配組↓軍艦奉行支配組↓海軍奉行並支配組↓御留守居支配組↓御用人支配組↓勤番組という軌跡をたどった平野雄三郎の履歴を通じて、無役の幕臣集団が静岡藩勤番組にいたる過程を見てきた。

文久期から始まった幕府の軍制改革の波は、慶応三年（一八六七）幕末ギリギリの段階において、御留守居小出秀実・井上義斐らが目論んだ小普請の洋式軍隊化、文武学校の設立という壮大な構想を生み出したが、それは幕府倒壊により実現するはずもなかった。維新後静岡藩が創設した沼津兵学校やその基盤としての陸軍生育方制度は、小出・井上構想と相通じるところがあったが、旧幕府の陸軍局を直系の祖とする点で、小普請制度改革とは別系統であった⁹²。

慶応四年前半期、旧幕府・徳川家では家臣団のリストラをはかった結果、新たに無役となる者が激増、その多くが御用人支配組に編入され、朝臣・帰農商者を切り離れた上、駿河へ無禄移住することとなった。静岡藩では、彼らを勤番組に編成、藩内各所に割り付け、最低限の扶持米を支給することにした。

表12は、静岡藩の勤番組と幕府時代の無役との身分対応表である。厳密には区分できない部分もあるが、おおよそ、三〇〇〇石以上の高禄の無役旗本である寄合は一等勤番組、小普請支配の旗本は二等勤番組、小普請組の御家人やそれ以下の者、および脱走・帰農商からの帰藩者が三等勤番組という対応になる。元年一二月段階での一等勤番組頭取・二等勤番組頭取・三等勤番組頭取といった等級別の役職者は翌年にはなくなり、等級を超越した役職者が配置されるしくみに変わっていた。勤番組は、同じ移住地の同じ類の中に一等から三等までの者が混在することになったわけであり、幕府時代には身分差の基準とされた、三〇〇〇石以上か以下か、御目見以上（旗本）か以下（御家人）か、などといった違いは解消された形になった。たとえば、「庚午新居分限帳⁹³」は、新居勤番組のある類に属した二三四名の名簿と思われ、その内訳は一等勤番

表12 幕府・静岡藩の身分対応関係と扶持米・家禄

家 格	家 筋	幕府非役	静岡藩非役	幕府元高	明治元年12月	明治2年8月	明治5年5月
譜 代	旗 本	寄 合	一等勤番組	3,000石以上	5人扶持	10人扶持	18石
		小普請支配	二等勤番組	1,000石以上	4人扶持	8人扶持	14石4斗
				500石以上	3人扶持	7人扶持	12石6斗
	御 家 人	小普請組	三等勤番組	100俵以上	2人半扶持	6人扶持	10石8斗
20俵以上				2人扶持	5人扶持	9石	
日付支配無役		20俵以下		1人半扶持	4人扶持	7石2斗	
抱席二半場	御 家 人	日付支配無役	三等勤番組	20俵以下	1人半扶持	4人扶持	7石2斗
抱席一代抱							
				帰藩者		3人扶持	5石4斗

組三名、二等勤番組一九名、三等勤番組二〇二名となっているが、必ずしも一等・二等の者が世話役頭取や世話役をつとめた形跡は見受けられない。高禄の旗本だった者も微禄の御家人だった者も同じ支配の下で肩を並べたばかりか、三等が役付になつた場合には地位が逆転したケースさえあつたはずである。

慶応四年八月、陸軍学校（沼津兵学校）・陸軍生育方の役職一覧では、「上士之部」として陸軍教授方頭取ら、「御目見以上之部」として陸軍二等教授方ら、「御目見以下之部」として陸軍生育方肝煎が配列されており、その三区分別によって陣笠の印も色分けされた。⁹⁵ また、陸軍局だけでなく全藩の役職別序列については、明治二年六月時点での一覧があるが、それも家老以下の上級職と御目見以上、御目見以下とに三区分別されている。⁹⁶ いずれも役職を基本に新たにつくられた序列であつた。

元年一二月の勤番組設置に関する布達には、家臣の子弟・厄介や農民・商人が役職を命じられた場合は御免になれば元の身分にもどること、

その身一代として召し出された者でも格別の功労があれば譜代に加えられること、御抱場で前々から番代で勤続してきた者や同様の者ですでに小普請入を命じられている者は譜代とする、といった身分に関する内容を含んでいた。⁹⁷ 譜代と一代限りの者との区別を残すといった側面もあるが、下級の家臣については一括三等勤番組に含み込むという形で、幕府時代の複雑な家臣団構成を整理しようとした形跡がある。江戸の「由緒御用達町人」と同様の立場ながら御鉄砲師として勤番組に編入されていた砥市十郎・松屋錦次・渡辺平吉・国友勇次郎らが士籍を除かれたこと、幕府の富士山御林守をつとめていたため陸軍生育方・沼津勤番組に編入されていた富士郡の豪農石川孫四郎が藩籍を除かれたことなど、立藩・移住のドサクサが生んだ身分上の新たな矛盾も明治三年七月から一〇月には解消されていく。

扶持米制による低レベルでの平準化が進んだことは間違いない。維新後諸藩はラディカルな禄制改革を実施して士族層を均質化し、浮いた米金で藩内官僚制をつくつたが、中でも静岡藩勤番組制度はその極端な例であつたとする宮地正人氏の評価は妥当と考える。⁹⁸

しかし、静岡藩士の階層性にはまだ不明な点も少なくない。明治三年（一八七〇）六月には、帰籍者については調査の上、「上士」、「其身一代上士」、「中士」、「其身一代中士」に分け、藩籍に入れるとの布達が出されている。⁹⁹ この上士、中士という区分はいかなるものだったのか。同年閏一〇月には、従前の「席以上」を士族、「席以下」を卒と称することが達せられている。¹⁰⁰ 席以上・以下とは、幕府時代の区分（家督・隠居等を申し付けられる場所が躰躰の間か頭・支配の役宅かといった違い）がそのまま生きていたということなのか。また、三等勤番組山中庄治・坂上鉄太郎の日記には、三年四月藩知事徳川家達が沼津を巡察した際、勤番組一同が御目見を賜つたという記事があるが、どうやら御見以上・以下の区別はなかつたらしい。そうすると先述の慶応四年八月段階で設け

られた御目見以上、以下の区別はどうなってしまったのか。いずれも史料が不足してよくわからない。

とはいえ、静岡藩は、役職を基本にして藩体制を築いたのであり、幕府時代の家格や身分は二義的なものとなっていたことは要点として指摘できよう。そのことは、役職とそれに対応する役金(俸金)の序列が示された上、役宅坪数の広狭、人足賃の多寡、正月御礼の儀式での順序などが、いずれも役職によってランク付けされ、勤番組は最下位に位置づけられたことからもそれが裏付けられよう。頭・世話役頭取などの役付の者は別にして、平の勤番組所属者は扶持米だけを支給される対象であり、有職者すなわち藩官僚のピラミッドからは外れた存在だった。

しかし、静岡学問所や沼津兵学校に進学することで、能力ある者は将来藩の文官・武官になるルートは開かれていたわけであり、子々孫々まで無役であり続けなければならないという運命にあったわけではない。その意味において、勤番組は将来の人材供給源たりうる可能性も秘めていたわけで、まぎれもない藩士であった。静岡藩が存在した三年半においては、有能な個としての官僚・兵士ではなく、お荷物な被扶養者集団でしかなかったことは疑いようもない事実だが、か細い可能性の下で身分的特権は廃藩まではギリギリ剥奪されることはなかったのである。

註

- (1) 平野家文書B-3「調練掛辞令」。平野家文書は平野綾氏所蔵。整理番号は筆者が整理・分類し付与したものである。
- (2) 平野家文書B-4「軍艦操練稽古罷出候様申渡書」。
- (3) 「起請文之事」(江川文庫所蔵)。なお、平野勝禮(雄三郎)は、江川垣庵の次女と結婚している。睦は元治元年(一八六四)七月一日三四歳で亡くなった。
- (4) 勝部真長他編『勝海舟全集13 海軍歴史Ⅱ』(一九七四年、勁草書房)、四六頁。
- (5) 渡辺一郎編『徳川幕府大名旗本役職武鑑 四』(一九六七年、柏書房)、四六四～四六五頁。

- (6) 平野家文書B-7「亥四月朔日奉行衆御渡」。
- (7) 平野家文書B-45「御軍艦奉行市支配組之者御用稽古心得方」。
- (8) 平野家文書B-1「小普請組・軍艦奉行支配願伺届」。
- (9) 平野家文書B-6「支配之者年始御礼につき願他伺等書留」。
- (10) 松平太郎「校訂江戸時代制度の研究」(一九六四年、柏書房)、七四三～七五六頁。
- (11) 宮崎ふみ子「幕府の三兵士官学校設立をめぐる一考察」(『年報・近代日本研究 三 幕末・維新の日本』、一九八一年、山川出版社)、一三七頁。
- (12) 平野家文書E-6「日記」。
- (13) 平野家文書E-6「日記」。
- (14) 平野家文書B-19「支配組役々定員之儀相伺候書付」。
- (15) 平野家文書B-31「陸軍方同勤未定につき支配向多人数困惑の件願書」。
- (16) 平野家文書B-43「海陸軍奉行並支配関係達」。
- (17) 平野家文書B-65「御支配御組諸術修行致候大凡之規則」。前掲『勝海舟全集 13 海軍歴史Ⅱ』(四六～四七頁)にも、同様の規則が掲載されている。
- (18) 慶応三年二月二十四日「先祖書(他)」(水野忠璋氏所蔵)。
- (19) 平野家文書E-6「日記」。
- (20) 「大日本近世史料 柳宮補任 一」(一九六三年、東京大学出版会)、一三二頁。
- (21) 平野家文書B-29「留守居支配関係日記・達」。
- (22) 平野家文書B-66「当支配組被 仰付候者江伝達之覚」。
- (23) 前掲『柳宮補任 一』、一三三頁。
- (24) 平野家文書B-27「御留守居・小普請懸御用人支配関係布達」。
- (25) 倉沢剛「幕末教育史の研究 二」(一九八四年、吉川弘文館)、三五二頁。
- (26) 平野家文書B-27「御留守居・小普請懸御用人支配関係布達」。
- (27) 平野家文書B-27「御留守居・小普請懸御用人支配関係布達」。
- (28) なお、明治元年一二月以降に発行された木版の「駿府御役人附」(沼津市明治史料館通信)第57号、一九九九年)では、御用人は朝倉勘四郎・小笠原十右衛門・牧野田三・堀小四郎・佐久間鑄五郎・高橋伊勢・宮重丹下・井上八郎、御用人並は佐藤平三郎・田付駒次郎・伊佐新次郎・平岩吉左衛門・福田作太郎となっている。
- (29) 「静岡県史 資料編16 近現代二」(一九八九年、静岡県)、六一～六六頁。
- (30) 「海舟日記」慶応四年八月五日条(『勝海舟全集19 海舟日記Ⅱ』、一九七三年、九七頁)。
- (31) 平野家文書B-27「御留守居・小普請懸御用人支配関係布達」。
- (32) 「沼津市史 史料編 近代1」(一九九七年、沼津市)、一六頁。

- (33) 「明治元辰年七月ヨリ諸願諸届」(東京都公文書館所蔵、605・A3・11 府明 II 明 1-3) 所収の「静岡藩家来共外国雇船江為乗組駿河表江差遣し度旨届」。
- (34) 平野家文書 E-7 「日記」。
- (35) 平野家文書 D-7 「駿河移住・勤番組関係達」。
- (36) 平野家文書 D-7 「駿河移住・勤番組関係達」。
- (37) 前掲「静岡県史 資料編 16 近現代一」、六九頁。
- (38) 平野家文書 D-7 「駿河移住・勤番組関係達」。
- (39) 「静岡県史 通史編 5 近現代一」(一九九六年、静岡県)、二四頁。
- (40) 平野家文書 D-7 「駿河移住・勤番組関係達」。
- (41) 前掲「静岡県史 通史編 5 近現代一」、二三頁、表 1-2。
- (42) 平野家文書 D-7 「駿河移住・勤番組関係達」。
- (43) 吉田常吉校訂『幕末下級武士の記録』(一九八五年、時事通信社)、一三頁。四八頁には、「二月七日交番組と御唱替相成」とある。
- (44) 前掲「静岡県史 通史編 5 近現代一」、三六頁。
- (45) 小山枯柴『維新前後の静岡』(一九四一年、一九五〇年復刻、安川書店)、一三-一六頁。
- (46) 平野家文書 D-7 には、二年二月三日更番組頭取石場齋宮以下、更番組二二名、更番組並二八名が、書院組・広間組と交代で東京へ派遣されるべき旨が記されているが、列記された名前の多くは元小普請支配組に属した者たちである。また、残された更番組名簿(掛川市山崎家文書、前田匡一郎氏の教示による)からも、小普請支配組とのつながりは見出せるものの大番組とのそれは見出せない。
- (47) 『静岡市史 近代史料』(一九六九年、静岡市)、一九一-三〇七頁。
- (48) 「久能山叢書 第五編」(一九八一年、久能山東照宮社務所)、一五二頁。
- (49) 前掲「静岡県史 資料編 16 近現代一」、六八-六九頁。
- (50) 相良町郷土史料館所蔵「遠江国相良勤番組土族名簿」。
- (51) 平野家文書 D-7 「駿河移住・勤番組関係達」。
- (52) 前掲「静岡県史 資料編 16 近現代一」、一五六頁。
- (53) 横山百合子「明治初年の土族触頭制と戸籍法」(『論集さんせい』第二四号、二〇〇二年、近世史研究会)。
- (54) 類が「方面」を意味すると説くものもあるが(『沼津市誌 中巻』、一九六一年、沼津市、六六六頁)、本来的には地理的な位置・範囲を示すものではないということになる。
- (55) 『山中庄治日記』(沼津市立駿河図書館、一九七四年)、三五頁。
- (56) 陸軍生育方四番類取締の横山半造(半左衛門)は、明治元年一〇月二二日陸軍二等教授方に任命されているが(『静岡県史 資料編 16 近現代一』、一九五頁)、実際に沼津兵学校に在職した形跡はない。
- (57) 「静岡藩御達留 一」(東京大学史料編纂所蔵)。
- (58) 拙稿「史料紹介 山本鈴木家文書中の静岡藩御用留沼津兵学校関係史料を中心に」(『葦山町史の葉』第一四号、一九九〇年、葦山町)、九頁。
- (59) 前掲「山中庄治日記」、四七頁。
- (60) 前掲「静岡藩御達留 一」。
- (61) 前掲「静岡県史 通史編 5 近現代一」、三二頁。
- (62) 平野家文書 D-11 「静岡藩勤番組関係日記・布達」。
- (63) 石橋絢彦「万野原移住者」(『同方会誌』五十八、一九三三年、復刻合本第九卷、一九七八年、立休社)。
- (64) 前掲「山中庄治日記」、三四頁。
- (65) 平野家文書 E-10 「日記」。
- (66) 坂上鉄太郎「役用日誌」(坂上正樹氏所蔵)。
- (67) 廃藩後の明治五年(一八七二)二月、雄三郎は同役宅の払い下げを受けている(平野家文書 D-11)。
- (68) 平野家文書 D-11 「静岡藩勤番組関係日記・布達」。
- (69) 平野家文書 D-14 「勤番組十八番類関係願届」。
- (70) 平野家文書 D-17 「覚」。
- (71) 「明治三年従正月至十二月 廻状留」(江川文庫所蔵)。
- (72) 平野家文書 D-16 「覚」。
- (73) 前掲「静岡藩御達留 一」。
- (74) 前掲「明治三年従正月至十二月 廻状留」。
- (75) 沼津兵学校の修行兵については、拙稿「旧幕府陸軍の解体と静岡藩沼津兵学校の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二集、二〇〇五年)。
- (76) 「静岡藩御達留 二」(東京大学史料編纂所蔵)。
- (77) 前掲「明治三年従正月至十二月 廻状留」。
- (78) 『浜松市史 三』(一九八〇年、浜松市役所)、一四一頁。
- (79) 前掲坂上鉄太郎「役用日誌」。「産業所規則」については、前掲「山中庄治日記」(九一頁)にある。
- (80) 前掲「山中庄治日記」、一〇一頁。
- (81) 前掲「山中庄治日記」、一〇四頁。
- (82) 前掲「山中庄治日記」、一一二頁。
- (83) 平野家文書 A-197。
- (84) 拙稿「沼津兵学校附属小学校教授永井直方の日記」(『沼津市博物館紀要』23、

- 一九九九年、沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館)、二八頁。
- (85) 藤枝市史編纂委員会『藤枝市史 下巻』(一九七一年、藤枝市)、一三二頁。
- (86) 清水市史編さん委員会『清水市史』第二巻(一九八一年、吉川弘文館)、二五頁。
- (87) 『静岡市史 近代史料』(一九六九年、静岡市)、三五四〜三七二頁。
- (88) 前掲『浜松市史 三』(一三頁)、前田匡一郎『駿遠へ移住した徳川家臣団』(一九九一年、私家版)。
- (89) 新居町史編さん委員会『新居町史』第九巻(一九八四年、新居町)、四〇頁、湖西市史編さん委員会『湖西市史 資料編四』(一九八三年、湖西市)、一二六頁。
- (90) 以上、沼津市域における士族戸長に関しては、拙稿『近代成立期の地域編成と名望家―沼津市域を中心として―』(沼津市博物館紀要) 18、一九九四年、沼津市歴史民俗資料館・沼津市明治史料館)。
- (91) 前掲『役用日誌』。
- (92) 小出秀実は、小普請改革提案と同じ慶応三年(一八六七)、拝謁以上は小姓組・書院番を一等、大番・新番を二等、小十人組を三等、拝謁以下は与力を一等、徒を二等、同心を三等とするなど、「門閥等級」に配慮した軍制改革案を提案しており(日本史籍協会編『淀稲葉家文書』、一九七五年、東京大学出版会、四七八〜四八三頁)、能力主義を最優先した急激な変革は意図していなかったことがわかる。
- (93) 前掲『湖西市史 資料編四』、一三五〜二四〇頁。
- (94) 前掲『静岡県史 資料編16 近現代一』、一八九頁。
- (95) 前掲『山中庄治日記』、一五〜一六頁。
- (96) 前掲『維新前後の静岡』、一二〜一七頁。
- (97) 前掲『静岡県史 資料編16 近現代二』、一四九頁。
- (98) 前掲『久能山叢書 第五編』、三八三頁、四五二頁。
- (99) 山口稔『富士石川氏史』(一九七八年、石川龍胆会)、一六六頁。
- (100) 宮地正人『幕末維新期の文化と情報』(一九九四年、名著刊行会)、二二六頁。
- (101) 前掲『久能山叢書 第五編』、三七三頁。
- (102) 前掲『久能山叢書 第五編』、四二七頁。
- (103) 前掲『久能山叢書 第五編』、三二四頁、三二七〜三二九頁、三四四〜三四五頁、三五三〜三五四頁、三六一〜三六三頁、四四六〜四四八頁、四五四〜四五五頁、四六六頁。

本稿執筆にあたって、平野家文書の所蔵者である平野綏氏からは多大なご協力をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。

(国立歴史民俗博物館研究部)
二〇〇五年三月三十一日受理、二〇〇五年七月一日審査終了

The Military Reorganization of the “Kobushin” and the Formation of the Shizuoka Domain’s “Kinbangumi”

HIGUCHI Takehiko

The military reforms advanced by the Bakufu with the aim of modernization were frustrated by the Meiji Restoration, though some parts of these reforms were taken on by the reorganized Shizuoka domain. That the challenge of establishing a school for the education of officers was met by the Shizuoka domain through the Numazu Military Academy is indeed testament to the continuation of the Bakufu’s military reforms. The birth of a new domain accompanied by large-scale reorganization of not only the military system but also groups of retainers themselves was necessitated by a major contradiction that the Bakufu was not able to see through to completion, which was the organization of the “yoriai” or “kobushin” that were made up of unemployed retainers. The initial plan of the Shizuoka domain was to reduce the number of retainers to 5,000 and to indigenize the soldiers and make them self-supporting. However, it was not possible to introduce reforms that carefully selected the required personnel and retained them as retainers, which was convenient for just the Shizuoka domain. In fact, there were many candidates for relocation who were prepared not to receive a stipend, which made it impossible to keep the number of retainers in check. All those who were relocated were supplied with the minimum rice stipend, and this gave rise to the organization of a new group for the unemployed that went by the name of “kinbangumi.”

The kinbangumi of the Shizuoka domain can be regarded as virtually the same as the yoriai and kobushin of the Bakufu period. However, by the final stages of the Bakufu multiple reforms had been made to the yoriai and kobushin system, which gave rise to changes. This paper relies largely on historical documents left behind by an individual retainer. His employment record follows a course from belonging to a kobushin group to a naval vessel group to a naval group to a guard group to a group of daily attendants. Of course, the subsequent course taken by those in a different kobushin group went from a soldier training group to the Army. The kinbangumi of the Shizuoka domain was formed in the course of such processes.

The reorganization of the kobushin that took place from the establishment of military and naval forces in the Bunkyo period (1861–1864) through to the time immediately before the dismantling of the Bakufu was advanced as one part of the expansion of armaments. The aim was to re-educate and re-train those who were not in service and retain from their number those who would be use-

ful at time of war. During the period between their defeat in the Toba-Fushimi War and their relocation to Suruga, instead of fulfilling a military objective this reorganization was more a measure undertaken to renew the Tokugawa family. Not only did the kinbangumi become an enormous receptacle for receiving a huge number of people whose positions had been abolished, as well as those from the previous kobushin, conversely, the organization also undertook the work of shedding those who became retainers at the imperial court and those who wanted to return to farming or commerce.

The kinbangumi of the Shizuoka domain that came into being by way of this genealogy in no way followed the system of the former yoriai and kobushin. Three classes were established within the kinbangumi: a first class for former fiefs yielding more than 3,000 koku of rice, a second class for those of "omemie" status or higher, and a third class for all those below. Although the rice stipends allocated corresponded to former fiefs and so were set at proportions of varying sizes, reducing the amount received by those of higher status by a substantial amount and those of lower status by a lesser amount effectively equalized them overall at a low level. The domain's bureaucratic system was based on a ranking system based on occupation and remuneration corresponding to those occupations, whereby the status and rankings from the Bakufu period had virtually disappeared.

The groups of out-of-service retainers that were a liability were kept intact in the Shizuoka domain, and there was most probably much more fluidity between the two statuses of the employed and the unemployed than there had been at the time of the Bakufu. This is because providing that one had the ability, there was a guarantee of going on to literary or military academies (the Shizuoka Academy or the Numazu Military Academy) which opened up the possibility of finding a position. In principle, the kinbangumi was no longer treated as a barrier that could not be surmounted. However, this could not be substantiated during the short time that the Shizuoka domain survived.